

昭和二十八年七月九日(木曜日)午後三時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君

理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
松岡 平市君
赤木 正雄君
江田 三郎君
小笠原三三男君
田中 一君
木村福八郎君

衆議院議員

田中 角榮君

國務大臣

戸塚九一郎君

建設大臣

南 好雄君

建設政務次官

富樫 凱一君

建設省道路局長

事務局側

常任委員 菊池 瑋三君
常任委員 常任委員 武井 篤君
常任委員 常任委員 常任委員

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○道路整備費の財源等に関する臨時措置

置法案(衆議院提出)

○委員長(石川清一君) 只今より委員会を開会いたします。

本日は公報で御通知申上げました通り、道路整備費の財源等に関する臨時措置法案を議題といたします。本法案につきましましては、去る七月二日大蔵委員会と連合審査を行い、その後七月七日大蔵委員長より、特定の税収入を特定の歳出目的に充当する目的税的な考え方は、予算の編成、税制の改正等に関し、その弾力性を失わしめるのみならず、将来他の事項についても同様な問題を引起す虞れがあるから、十分考慮の上善処されたいとの申出があり、従つて当委員会としましては、大蔵委員会との連合は打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石川清一君) 御異議ないようでございますので、大蔵との連合審査は打ち切ることにいたします。

○委員長(石川清一君) それでは道路整備費の財源等に関する臨時措置法案の質疑をお願いいたします。

○赤木正雄君 ガソリン税の中には一般の自動車以外のガソリンも入つていますが、これは自動車だけのガソリンとそれ以外のガソリンと、ガソリン税はどれほどの税金において差違がありましようか。

○衆議院議員(田中角榮君) 大体自動車だけでござりまするガソリン税が

揮発油税法による税収入額の八五%乃至九〇%であります。あとの一五%乃至一〇%が輸送機関以外のガソリン消費に対する分であります。

○赤木正雄君 航空用のガソリンはこれは税金がかかつていないと思ひますが、或いは将来かかる時期があるかも知れませんが、そうしますと、航空用のガソリンも、この法案が通過した場合に当然これに加つて来る。

又、そのほか、これは現在税金のかかつている生産用のガソリンですね、これもありますが、この前の国会で修正いたしましたときには、主としてこの道路に使う自動車のガソリンと、こういうふうな修正したのでありますが、その修正と言ひまして修正しようとしたのですが、今度の法案ではそれは全然考へていない、やはり全ガソリンとしてありますが、その間において、航空機用のガソリンも或いは生産用のガソリンも、そのガソリンによつて入る税金はこれに加算するということをや当とお考えになつてまいらうか、どうでございまいらうか。

○衆議院議員(田中角榮君) これは道路整備のための目的税として規定いたしましたのではなく、前回の連合委員会にも申上げました通り、道路費用が非常に少い。そして現在の状況におきましては、道路整備五カ年計画をやるために、その財源の一部として当該年度のガソリン税収入額と同程度ぐらいのものを盛らなければならぬというものがこの法律案の趣旨でありまして、道路整備の費用を一般財源からも勿論補充するわけでありまして、現在の状況におきましては、自動車の使用するガソリンに対するガソリン税額だけを以て充ててよりも、現行ガソリン税法によつて得られるところの額を目標額と定めることで一向差支えないのではな

いか、こういうふうな考へております。

なお、将来航空用のガソリンその他で非常にガソリン税収入が大きくなるような場合はこの法律で考へるのでなく、別の法律で以て規制せられること

もあるであらうということが考へられるわけでありまして。

もう一つは、この法律は五カ年でありまして、この五カ年間に於いて、莫大にも新しく新しい事態においてガソリンを消費しなければならぬ、それによつて税収入額も非常に大きく上廻つて、この法律案そのまゝを公布しておるために予算編成権が大幅に拘束せられる、予算編成が殆んど不可能になるのじやないかという場合は、当然新らしい立場から新らしい感覚でこの法律案の修正がなされるのでありまして、現在の情勢におきましては、この趣旨の法律案でいいのではないかと

いう見解を持つておるわけでありま

す。

○赤木正雄君 提案者の田中さんは、道路は非常に悪いから道路をよくしよう、それで道路を一番第一によくせんければならぬものである、こういうふうなことをおつしやいまして、そのお

考へは尤もだと思つております。併し田中さんは、同時に治水その他にも非常に御関心をお持ちのかたと私は日頃存じております。又そういうふうな万

事今までやつて参りました。この間の委員会でもちよつと申したのでありますが、今回の九州地方の水害、これを見て、道路が先決か治水が先決か、これは非常に大きな問題はあります。

でありますから、仮に道路を先決というふうな考へがあるならば、道路は大事である、それは大事である。

が、それは道路が第一ということとは、これは今日の日本の国情からして果してそれが正しいかどうかというふうなことは、公聴会でも聞いてみればこれはつきりわかりますが、まさか道路第一主義というふうな考へは無無論お持ちになつていない、場合によつては治水を道路にましてやらなければならぬという考へも十分お持ちのことと思ひます。これに対してこれは道路法案に非常にたくさん経費が増す、道路がよくなることは私も賛成であります

が、同時に仮に国の税収入として入金ばきまつておる、そのときに治水事業の分も水害その他に鑑みてもつともつとやらなければ、現にやらなくちやならない時期に達しておりますが、それで河川改修、砂防その他の費用もこの道路費と公平に考へ、やはり治水事業のほうにもつと重点を置いて行かなければならぬというふうな考へが仮にあるというふうな場合において、この法案に対して多少修正を加え

るというようなお考えはお持ちでしようかどうか。

○衆議院議員(田中角榮君) 全く赤木さんと同じ考えを持つておるのでありまして、道路の重要性を説いているのでありますが、私は道路と治水、砂防その他の問題と比べて、道路は優先するものだと考えておるものではありません。私自身は、国の予算編成の過去を回顧してみますと、公共事業、なかんずく治水、砂防、港湾、道路というような、国民大衆全部が利害の対象になるようなものに関しては、予算を比較的大幅に盛つてあるとはいへないが、各国の例を引くまでもなく、多少輕視されておるからこそ、道路は荒廃し、只今現地写真を見たような多くの水害が起ると私は考えております。

そういう意味において、この法律案を提案いたしました。環として、勿論治水事業費、なかんずく砂防等は大幅の増額をしなければならぬという考えを持つております。併し私はその事業の目的を達成して行く手段としてこの法律案を提案しておるわけでありまして、現在には予算編成の状況を見ておりまして、この程度の法律案を出しまして、当該年度のガソリン税収入額と同じ額に盛るべきだということ、予算編成権を拘束する程度のものでなく、特に又治水事業、砂防等の費用を増額するための支障にはならないということを考えておるわけでありまして、それは何故かと申しますと、或る国ではガソリン税のほかに自動車及びその部分品の輸入税さえも道路にかけておりますし、世界の例を見ましても、日本が最下位の道路費しか出しておらないとい

う状況を見まして、治水事業と道路事業の輕重をこの法律によつて論ぜられるというようなことは全くないのではなか、いわゆる砂防や、治山、治水の費用は、この法律が通つても、我々は所期の目的通り十分予算の枠を殖やして行かなければならないし、又殖やして行けるものだと、こういうふうな考えでおるものであります。

○赤木正雄君 御趣旨はよくわかりましたが、併し仮に公共事業費と申しますか、公共事業費に使うお金が今までの枠が少いというような観点からして、今までの予算措置上において治水関係に十のものをとる、そうして道路関係に五の予算をとつていた。まあ今までは日本のあらゆる角度からしてそれより止むを得なかつた。併し今度これに對して道路費は今度は十になる、その場合には当然治水も今までの率にしてお大中に上げるべきだというふうなお考えをお持ちですかどうですか。

○衆議院議員(田中角榮君) その通り考えております。私は現在の予算編成状況におきまして、公共事業に對する觀念は一般的に低いということを考えております。勿論この法律の次に私は河川法の改正を考えておるわけでありまして、治山、治水というやうな問題は、その行政の統一というやうな段階を経ながら、治山、治水事業等は大中に予算計上しなければならぬ。予算に計上するといふよりも非常措置として当然金があるとかないとかいふただ机上の数字だけをいじくる予算の編成ではなく、去年は八十億の予備費が使われなかつたから、二十八年度の予算編成に對してはそのまま掘置きに予備費八十億で賄えるのではないかというやうな、大蔵、經濟審議庁当局等のお話がありましたが、そのやうな考えであるから日本は災害亡國を繰返しているのだと衆議院の建設委員会が指摘したこともありまして、その言が乾かないうちに今次の九州水害になつたわけでありまして、この処置は五、三、二の比率で三千年間で災害復旧をやるとかやらんとかいうことは別にして、やらなければならぬ現実でありまして、又政府もこれが予算措置を講じておるわけでありまして、ただいふ／＼な問題で議論はせられておりますが、私は或る場合には治山、治水事業等に大中な建設公債等の手段も講ぜられなければならぬ。ない袖は振れないといふことではない。いふ／＼に事務官の答弁そのまゝを呑んでおる場合には、私は日本は災害亡國から救われたいという考えを持つておりますので、道路の整備に對するこの種の手段をとつたと同時に、次々と公共事業のただ枠を増やす、窓口を増やすといふやうな考えではなく、より高い立場から予算編成の根本に對して鋭いメスを振つて、又具体的な措置を講じて行きたいという信念を持つておるわけでありまして、

○赤木正雄君 今度は政務次官にお伺いいたします。提案者は今お聞きの通りに、この道路に關する予算が殖えましても、やはり治水のほうにはもつと重点を置かなければならぬということをおっしゃるわけですが、政府といたしまして、国の予算が限定されておる場合にこの法案が通過して、その結果治水事業に影響を及ぼす、言い換えれば治水事業費がだん／＼現在減らなくなつても率が減る、そういうことは無論おわ

かりにならないと思ひますが、政府の御意見はどうですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。

政府といたしましては、今日の状態においても決して私たちは満足しておるのではないのであります。治山、治水、利水という方面に關するまゝ何と申しますか、財務当局の観点から低いのだと、我々の政治力の足りないために今次のやうな大きな水害も起きたのであります。御趣旨の御質問を賜らなかつても、今後におきましては治水、利水方面に關する経費の増額は勿論のこと、根本的計画を立てなければならぬものと、こゝにこゝに考えておるのでございまして、

○赤木正雄君 政務次官も今向うの予算委員会で映画を御覧になつたと思ひます。私も見て來ました。あの映画の結果をみましても、福岡県の映画でしか、河川の破壊箇所は何ぼ、堤防の決壊は何力所、死者は何ぼ、農地の水害何ぼ、こゝにこゝにすつかり立派な数字が出ていましたけれども、一歩山奥のほうは何にも出てない、少しもどういふ所にどういふ崩壊があつたとか、何らそういうことは少しもあの映画には出てない、これが今日の治水の根本の欠けておるわけなんです。そういうところから政務次官お氣付になつたかどうか知りませんが、今日水害がこゝにこゝに起つておる原因はそこにあるのです。そこを国民一般誰も知らないといふことはあの映画がはつきり現わしておる。それを十分御了承にならん以上は幾ら金を治水におかけになつてもそれは駄目です。水害が起るのは当然です。これは田中さんもよく聞いて

欲しい。丁度今見て來たあの映画は、實際世相の如何に治水觀念の少いかといふことがはつきりわかる。これに對する政府の御意見を伺いたい。

○政府委員(南好雄君) 誠にこの方面に造詣の深い赤木さんの御意見であります。謹んで拝聴いたしておりました。私は大体この災害と申しますものは一種の何と申しますか、突発的に起きて來るものであります。従つて起きれば非常に関心が深まるのであります。が、起きん場合においてはとく／＼等閑に付せられるのであります。これは或る程度我々といひましては、こゝにこゝに問題が起きんようにすることは勿論であります。そのためには不測の努力を續けまして、そうして財務当局にいわゆる災害の起きないやうにするための施策といひまして、相當のいわゆる経費を出して行くやうにやつて参らなければ、何ほさういふことを言つておきまして、起きたときに大騒ぎするやうになるのでありますから、今後は一つ治水、治山という方面について、今度は一ついい目前に生々しい大きな経験を持つておるのであります。この経験を利用……利用と申しましては言葉が悪いのであります。い目を醒ましてくれておるのでありますから、この時期に取上げてこの問題を根本的に解決したい。省の内外を挙げて一丸になつて、今田中君から言われましてやうに、ない袖は振られんといふやうな、誰でも言えるやうな、そういう予算の切り盛りをやらせないやうに一つ頭張つて行こうと思つております。

○木村謙八郎君 ちよつとそれに関連しまして……、只今そのほうの専門家

の赤木さんからも御質問があつたわけですが、それに対する御答弁を聞いてみますと、これはもう天災的な突発事件のような考え方で御答弁しておるようですが、これまでの政府の政策に、施策にやはり責任があつたということ、政府のほうでは考へておられませんか、災害の経過においてです。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。今次の災害が先ほど説明しておりますように、一年の降雨量の半分が僅か三十時間ばかりの間に降つたという異常な原因に基づくものも多分にあると私は考へておりますが、率直に先ほど我々の政治力が従来足りなかつたためにこういう問題も起きておるんだ、これは認めて、申訳なかつたことだとお詫びしておるわけなのであります。

○木村福八郎君 その建設省の次官として伺うのですが、具体的に政府のそういう治山、治水政策、或いは道路政策、そういうものを今度の災害との関係においてどういふところに欠陥があつたか、そういうことは御調査されておると思うのですが、それで成るほどこれは異例な降雨である、従つて非常に不可避な被害の大きさがあつたことも我々は認めます。併し若し建設省の政策よろしきを得たら、その被害の程度を相当の程度に食い止めたのではないかと、こういう点もあると思うのです。そこでもつと具体的に建設省で御研究になつてゐるのなら、具体的にどういふ点に欠陥があつたかということも一つ答弁して頂きたいと思うのです。或いは今すぐおわかりでなければ、やはり至急調査される必要があると思うのです。こういうところに欠陥

があつたということをです。今すぐ御答弁できなければとでもいいのですが、そういう点について我々具体的に聞きたいのです、どういふところに欠陥があつたか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私決してその場限りの答弁をしてゐるつもりではございません。今次の水害が僅か二日か三日雨の降つたために二千人の人命を失ひ、千数百億の誠に貴重な国の資料をなくしてしまつたことにつきては、私たちがいたして、過去の行政において欠陥がありますならば、率直に皆様方に申し上げます、そしてその欠陥の是正にとり、御協力をお願いするつもりでおります。で、今如何なる点にそういう欠陥があつたか、又将来根本的に治山治水の策を立てるためにどうしたらいいかということの、迅速な話だとお叱りを受けることも知れませんが、或る程度の計画は持つております。恒久対策は持つておつたのであります。もう一ぺんその恒久対策を再検討してみることがあるのじやないか、ともかく今まで我々の想像してゐなかつたような一年の降雨量が二日か三日に一ぺんに降つて来るということもあるものであります。それから、つまり或る程度の安全率では間に合わない場合があるのだということも如実に教へておるのではありません。根本的に従来の恒久計画を変更する必要があるというので、北九州の災害第一報を受取るや、関係部署を奮勵いたしまして、今やつておるのであります。併し非常にはむづかしいことだそうでありまして、計画洪水量などの辺に抑えてやつて行くか、直轄河川だけに

たしましても七十本もあるものであります。国家財政の脱税せしめなければなりません。如何にしろ／＼申ししましても、やはりそこは財政の点も勘案しなければなりませんので、非常にむづかしい問題にはなりますが、如何にむづかしくともこれはやつて行かなければならぬ問題と私考へております。督促しながら関係官庁と協力いたしまして、成るべく早い機会に北九州のみならず日本全土に通ずる恒久的対策というものを立てて行きたいと思つております。それと並行いたしまして、過去における行政、又過去におけるいろいろのものがどういふ点で欠陥があつたのかも改めて調べております。これは決してその場限りの答弁をしておるわけではなくて、いずれそのうちに機会を見まして、皆様方に御説明申し上げる時期が参ります。どうか一つ……。

○木村福八郎君 私これまで予算の面からこの公共事業というものについて多少まあ関心を払つて来ていたわけですが、御承知のように予算全体から見て公共事業費は非常にウェイトが大きいのです。これを如何に効率的に使うかというところは、これは一番大切な問題なんです。予算全体としての効率的に使用においてですね。特に公共事業費を効率的に使うというところは、非常に重要なわけですよ。そういう意味で関心を持つておつたのですが、非常にたいくさんの費用を使ひながら、この使い方に相当な問題があつたことは御承知の通りだと思ふのです。いろいろな、天狗橋事件というふうなものは極端な例ですけれども、その他にもたくさんあると思ふのです。幸い私今度

建設委員になりましたから、具体的にそういうものを研究してみたいと思ふのです。公共事業費を効率的に使わなければ、非常に金額が大きいのですから、これはまあ非常に問題であると思ふのです。私は今後においてもこの九州の災害復旧においても相当の金が必要と思ふのです。相当の財政資金が必要。そういう場合の使用等について、これはもう我々も相当これは監視しなければならぬと思ふのですけれども、相当長い間に亘つて相当の国費が必要でありますから、この使用についてはまあ天狗橋事件みたいなのが起るとは思ひませんが、その点について建設省としても、災害救助だからとにかくそれは思切つて出さなければならぬが、その点十分使ひ方に私は注意する必要があるのじやないか、こう思ふのです。そういう点についてははほど従来いろいろ／＼な非難があつたわけですから、そういうものをよく検討される必要があるのじやないかと思ふのですが、こういう点について一応まあ御意見だけ伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。先ほどもお答え申し上げましたように、私も申し上げましたように、私は国家財政の制約もあるということをお申上げたのであります。木村さんの御指摘の通り、従来も公共事業費の全予算に対するウェイトというものは相当大きいので、今後どのような方面に使われるにいたしましても、かなりウェイトが重くかかつて来るのであります。それから、そういうものの使ひ方につきましても十分に注意を払うようにという御注意だろと拝承したのであります。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

○江田三郎君 建設省のほう……。

主目的は第二條が主目的であります。
 いわゆる建設大臣は道路整備五カ年計
 画を作らなければならぬといふのが

この法律案の趣旨でありまして、第三
条はそれを受けて立つており、その財
源措置としてかく／＼のものを示しな
ければならない、こういうことを規定し
ておられるわけでありまして、ただ細かい資
料が提出されておられないというのであ
りますが、現在においてこの法律案を
通すことによつて五カ年間に於いて日
本の道路整備が完全にでき得るという
問題であるのではなく、極く一部分し
かできないというものを当初提案理由
において御説明申し上げておられるわけであ
ります。なぜこれが必要であるかと申
しますと、提案理由でもはつきり申上
げました通り、一、二級国道及び重要
都道府県道の十三万八千キロのうち僅
か三〇％が一応の改良が済んだといわ
れておる状況であります。そして残る
七〇％即ち九万六千三百キロは未改良
の道路であります。而もその中には一
万六千キロという自動車交通が全然で
きない道路が含まれておられるわけであ
ります。なお簡易舗装を含めたる要舗装
部分は六千三百キロでありまして、改
良済み延長は一五％しか済んでいな
い。こういう現状を見ますときに、大
体日本の道路を世界水準と言わなくと
も、戦後の日本の復興、産業動脈の復
興として一応その使命を達成せられる
ような状況になるにはどうかと言いま
すと、お手許に配つております通り、
その総工費はざつと計算いたしましたし
ても二兆八千六百四十億というふうな
膨大なものを要求するわけでありま
す。にもかかわらず、昭和二十七年
度の予算においては僅か八十六億余万
円、二十八年度に倍額と、大蔵省が道
路に対しては特別処置をとつたのだと
いう御説明であります、僅か四百四十

二億の少数でありますので、少くとも
このような法律を提案いたしまして、
この二兆数千億に上るところの道路改
良の一助にいたしたいということを考
えておられるわけでありまして、私は十四年、
十五年のこの道路整備計画というものを
を全段に立てまして、そして有料道路
法において行われるのがどれ、新設費
で賄われるものがどれであつて、残り
のものを何十カ年計画でやるために
かかる処置を講じたいということ、
私としては当然この法律案を提出する
前提として考えたわけでありまして、
この五カ年計画案であつてさへも、而
もこの法律が通過してさへも微々たる
実績しか挙げられないという状況であ
るにもかかわらず補助金を案ずるもの
ではないか、目的税制を作るものではな
いか、予算を拘束するものではない
かという議論ばかり続出したし、
これは一年間も陽の目を見なかつ
たような状態であるので、特に五カ年
間というふうな区切つて御審議を願わ
しておられるわけでありまして、勿論全体の
道路計画というのは建設省に今までの
ものでございまして、ございまして、
それから、この五カ年計画法によつて何
とかで得るのではないかと、
な見通しをつけたものを道路整備五カ
年計画案としてお手許にお出ししてあ
るわけでありまして、勿論この案は、基
礎になる数字として、一級国道にはど
どこがある、二級国道にはどこ
どこがある、というところがあるのであ
りますが、まだ現在審議途中でありま
すので、膨大な資料をお出しいたしま
しても、当然審議にもかかる、この法律
案が通過すれば閣議決定を求めなけれ
ばならないわけでありまして、その
ときに御説明であります、僅か四百四十

に違ふような処置をとらないように、
衆議院の建設委員会は勿論立案の責任
者でありますから、できるだけ監視し
つつ、これが五カ年計画案の閣議決定
を求めるつもりであります、特に審
議を煩わしました参議院の建設委員会
の方々にもお力を貸し願つて、この
五カ年計画案をお作りになる際には
この法律案の根本精神を案さないよう
に十分御監督願えればいいのではない
かというので、現在の数字だけをお出
ししたわけでありまして、
○委員長(石川清一君) ちよつと申上
げたのですが、本日大蔵大臣と主計
局長は衆議院予算委員会出席が不能
でありましたので、主計局長の次長は省
内会議がございまして、只今大蔵省主
計局主計官相木雄介君が見えておりま
した、所用で帰りたい、こういう御
意向でございまして、
○木村福八郎君 今の田中さんの御説
明はこれまで我々に説明して来たこと
と非常にどうも食い違ひがあるのだと
思ふ、その点、この法律案の目的は二
条にある、このことを強調されておるの
ですが、最近田中さんはだん／＼
二条にあるのである、ということを強調
し出したのです。併しこれの眞の目的
は、幾度もあなたが説明された通りに、
財源を確保しなければならぬ、というこ
とが趣旨なんですよ。ですから本日は
三条にあるのです。三条にあつて、
三条を実現するためには二条という裏
付けがなければならぬから二条が出て来
ているのであつて、実際の目的は三条
にある。いわゆる財源確保が従来のよ
うな方法じゃ困るからガソリン税とい
ふものをこれに充てる、というところに
狙ひがあるのであります、それなら

三条は要らんじやないですか。その二
条だけでは困る。三条が本日の目的な
んだ。ですから本日の筋を通すといふ
ならこれは大蔵委員会にかかるべきな
んですよ。そういう意味でこれまでこの
法案の眞の狙い、というものを何かそら
して説明されているようなんです。こ
れは私は正しい説明の仕方ではない
と、こう思いますので、又従来我々の
了解して来たことと違ひますので、そ
このところをもう一度説明して頂き
たい。
○衆議院議員(田中角榮君) 私は前か
らずつと申しておりますが、表現の方
法は幾らか違ふかも知れませんが、
私の言つてゐることは食い違ひはな
いと、こういうふうな考へておりま
す。道路整備五カ年計画、この法律案
を作りますときには、この道路整備費
の財源等に関する臨時措置法案とすべ
き、道路整備五カ年計画法案として
三条を盛るべきかはいろいろ議論の対
象になつたのであります。なつたので
あります、遂にこうなつたわけであ
ります、私も、私も、私も、
うも木村さんは三条が主だと、こうい
うふうにお考えになつてゐる……
○木村福八郎君 私ではなく、実体が
そうなんです。そうでなければおかし
いのです。
○衆議院議員(田中角榮君) 私の考へ
から行きますと、道路整備を行なけ
ればならない、という二条を承けて三
条は立つてゐるものであります、もつ
と平たく申上げますれば、ここは何も大
蔵委員会でもありませんし、予算委員
会でもありませんから、私もさつぱら
んな気持ちで申上げられるとしたなら
ば、まあこの法律案の生命は二条と三

条とであつて、極の裏表であらう、こ
ういふふうな申上げるよりほかに
あらう、こういうふうな御了承頂きた
いと思ひます。
○小笠原三三男君 今木村委員からお
話がありました、この件名から推し
て行くと、どうしても三条が主だと思
ひます、道路整備費の財源等に関す
る臨時措置法……、然るに第一の目的
では、その金のことは一言も言つてな
い、道路整備が目的だと言つてゐる。
ここで私は素直に、真直ぐにわき目も
ふらず、目的から二条が大事なんだろ
うと、そうしてその財源措置として便
宜的に三条というものを出して来たん
だと思ひます。そうだとするならば、
五カ年計画というふうに限定されて、
五カ年間でこの財源を使うのだから
これは大事に使わなければならぬ
ものなんだ、そうだとするならば同じ
一級国道でも二級国道でも、或いはそ
の他の地方県道において条件に當る、
金さえあるなら五カ年計画の中でや
りたい、というものはたくさんあると思
う。そうすると同じ条件にありながら
五カ年計画の中に入らない、こぼれる
ものが必ずあると思ふ。そうしたら
それらのことは政府の責任で、道路局
の原案或いは建設省の省議で適宜取
計ろう、こつちは金だけは作つてや
ろう、こういうことだと、そういう結果に
なる法案だろ、と思ふ。そうならば五
カ年計画の中にこの道路のこの個所の
改修等を入れてもらふというふうなこ
とで、あらゆる陳情、請願運動とい
ふことが行われ、或いは当該建設委員
士がその運動に狂奔する、というふう
なことが起らないとも限らない法案だ
と思ふ。だから大体はこの法が通る前に

五カ年計画とはこれ／＼のもくろみで、この程度の箇所を具体的に示したいというところに計画はなっているのだと思う、そういうようなものを出してもらつておくほうが、将来紛議の種にはならぬのじやないか。又道路局なりその他にだけ行政的に一切を任せてしまつて、そうしてどういうふうな五カ年間で大資金が使われて整備されるのかも皆目見通しがつかない、こういうことは我々としても困る。こういうまあ考えもあつて尋ねているようなわけなんです。だから歴大な資料だからまあそんなものは出さなくてもいいことではなくて、少くともこの道路局の試算だと言われる道路整備五カ年計画において、仮に例えば一級国道、二級国道、地方道と、この三つに分けた場合においても、限られた財源なんだからこの配分の比率は大体こういう計画になつておるのだとか、そうして主たる一級国道の箇所としては重点的にはこれ／＼の箇所が考えられて、その延長キロ数がこういうふうに出て来ておるのだという裏付けになるものを出して頂ければ、将来幅があつて、ずれ過ぎるというようなことはなくて、大体予想されるところが工事ができて行くという安心が出る。でそういうことも資料として出せないのかどうかということ伺いたい。

併し時間的に多少の余裕が必要にやないかと考えておるわけでありまして、私たちはこの種の法案につきまして、非常に乏しい財源の中からこういう処置をしてやるのだから、勿論資料としてあらゆるものを提供したらいじやないかというふうなお説はこの法律案に限らず、農地改良とかいろんな予算に盛られておるものの法律案審議に對しては常に御要求があるわけでありまして、私たちもこのような処置をして道路整備がなされるのでありますから、当然建設省の一部局が陳情の対象になつたり、その陳情に動かされ都市偏重に予算が投下されたりしてはならないと、こういう考えから非常に考えました結果、普通の事業の事業費におきましても審議会の議を経て政令で定めるというのが最も強い案であります。もう一つ強い案というのは、国会の議決を経なければならぬというのがございます。でございまして、国会の議決を経てはどうか、一級国道の指定をやるように内閣総理大臣が指定してはどうか、政令でこれを指定してはどうかというふうな議論をしたのであります。現在道路局の状況を見て、この程度の予算処置をしてやることによつてこの法律の根本を乱すというふうなことが出来るはずのものでもないし、併しそうかと言つて転ばぬ先の杖として慎重な処置を行うために、特に建設大臣は道路整備五カ年計画を作つて閣議決定を求めなければならぬ。そして閣議の決定を求めれば当然内閣全般の責任でこの道路整備五カ年計画が決定するわけでありまして、その段階において我々建設委員会及び衆参兩院の議員がこの問題に対する内閣の責

任をおのずから明らかにせしめ得るから、この段階においてこの程度の処置をすればいいのではないかと、区間的に閣議決定を特別に求めたわけでありまして、事情を御了承頂ければ幸甚と存じます。

○小笠原二三男君 では政府側にお尋ねいたしますが、この五カ年計画を閣議決定したあとで、五カ年中に計画の一部変更とかそういうような閣議決定はなく、当初きめたらきめた通り最後までそれを推進して行くと、こういうことになりませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。閣議決定であります。従つて閣議決定が変更されない限りにおいては五カ年計画はそのまゝ遂行されるのであります。併しなから五年の間限られております。短いようでありまして五年の間であります。事情の変化もありましよう。或いは水害等もあるであります。或いは水害等もあるであります。ましよう。そういう場合に絶対変えることができないというふうなことは私は考えられません。変更されて行くべきものと考へております。従つてその場合には一々閣議決定を経なければならぬと、こういうことになつております。

○小笠原二三男君 では五カ年計画で当初御決定になつて、第三年度、第四年度に某々一級国道の箇所が入つてゐる、先づこれで安心だと思つておつたものが、その後の事情によつて直前の年度で閣議決定変更で、限られた財源のために落されてしまつた、こういうようなことがあつてもいいということですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。小笠原さんは少し……何と申しましようか御心配のようであります

が、閣議決定の内容は恐らく私は今いろいろ案を作つておられますのを見ておりますが、何と申しますか、区間的に、場所的に行くのではないかと、何号線なら何号線というふうにして出て参るのであつて、そうしてそれが四号線なら四号線に入つておつたものが、その実施年度の前の年にそれが急に変わつて行くというふうなことは、今まで説明申し上げたような、殊に閣議決定されればどんなことでもできるじやないかと言われればその通りでありますけれども、實際事務当局といたしましては、計画に入つていたものが何ら理由なくして、單なる陳情とか、そういうふうなことで変わつて行くものではない、實際今までもそういうことはないのであります。将来も私は恐らくないものだと思います。ただいろいろの事情で、水害その他のことでもう一遍直さなきゃならぬ、そういうようなことが出て来た場合に起きて来る閣議決定の変更であつて、先ほどから御質問になつておいでになるように陳情その他のごとで急に一級国道の四号線が落ちたとして八号線が入るといふようなことは今までもなかつたのであります。恐らく将来も私はないものと考えております。

○小笠原二三男君 陳情請願によつて閣議決定が途中で変更になるものだと私は私も思いません。そうでなくてあなたのような後段の理由、災害、そういうような場合、現実には北九州なら北九州の水害、それで一般の道路費等では、或いは災害復旧費等では賄ひ切れなないほどの道路の決壊がある。そういうような突発事故が起つて来ると、このはうの金もそのはうに投入するならば、これは災害復旧費は要求通りに出て来なかつたんだから、幾ばくでも災害地の道路整備ができる。だから変更して、他の一般的なところは一部我慢してもらつて、そうしてこの計画から外し、そうして災害復旧のための道路整備のはうにその部分の金を持つて行く、そういうふうな意味で閣議決定が変更して来る、こういうふうなことが起つて来るのではないかと、このことを私は心配するのです。そういうことのために金を使われるのでなくて、全国的な計画の上に立つて閣議決定になつたものなんだから、全国的なバランスの上に立つてこれはこの計画でやつて行くんだ、災害その他のほうは別な金を充ててやるのがある建前なんだとはつきりおつしやつて頂けるならいいのです。そうなら閣議決定は途中で変更することはない、こういうお答えになつて来ると思ふので、その辺をはつきりして頂ければいい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私の言ひ廻しが非常に悪かつたのであります。災害復旧はこの計画と全然別個であります。従つて災害復旧のためにやつて行くというふうなことはございせん。災害復旧は災害復旧で別個の費用で直して行く、私の申し上げましたのは、何と申しますか、国道の箇所において大きな災害があつて、そうしてこれが随道になるというふうな場合、そういうふうな場合に、若しもそういうふうなことがあつた場合には絶対に閣議決定が変更されんかと、こういう御質問のように拝承いたしましたので、そういう場合は閣議決定がありますならばかに変ると、こう申

上げたのであります。

○小笠原二三男君 もう一点駄目を押しておきますが、二級国道なり一級国道なりどん／＼昇格してですね、道路審議会の答申によつて道路指定が起つて来ると思ひます。そうするとやはりこの金が使われる指定路線にしてもいいというふうな、五カ年計画決定後にそれ／＼要請が起つて来るだろうと思ひます。そういうような場合にはやはり取捨選択して、最初きまつたものを落して、そして新しくこの一級国道なら一級国道に指定されたもの、どつかの路線を入れる、そのような変更はないのか、この点も承つておきます。

○衆議院議員(田中角榮君) ちよつと小笠原さんにお答え申上げておきますが、これは立案者といつたしましてですが、有料道路法によつて予算書に年度の施行個所が掲せられておる道路もございまして、私はこの法律案を立案いたしました本人としては、いわゆる開議決定を求める案は、各道路別の計画書を提出して開議決定を求めるというふうなことはなく、お手許にお出ししておりますところのいわゆる全体計画から、五カ年間に亘つて一級国道は初年度に何キロ行なつて大体どの程度、二級国道は何キロ行なつてどの程度、改修が幾ら、舗装が幾ら、橋梁の改修が幾らということが開議決定になるというふうな考へておられます。それは衆参両院で議決をせられた公営住宅建設三カ年計画乃至五カ年計画におきまして、都道府県の何県に何ぼ、何県に何ぼというふうな決定ではなく、二十八年度には総額何戸作る、二十九年には総額何戸作る、そして三十九年

間には総額十八万戸作る、こういうふうになつておられます、いわゆる個所の選定及び都道府県別の年次割等は当然所管の省で行うべき問題でありまして、いわゆるこの法律案が通つて最初の開議決定で以て路線面まで決定するから、あとから昇格になつたものが割込みでないのか、いわゆる割込みのために開議決定を変更しなければならぬのではないのかというふうなことは全然なく、それは今までの道路行政と同じ方法によりまして、いわゆるその枠内において重要度の順位によつて工事が施行せられるというふうな考へておりますので、あなたが言われま

かというふうな今お尋ねした。そうしたら立案者 提案者のほうでは、いや、この渡されてくるような試案のうちに、ただキロ数などを分割して出すだけなんです、さてどこを、具体的にどの路線を手を替けるかは、これは建設省道路局、具体的に道路局がどん／＼きめて仕事をやつて行くと、こう言う。そうならば私がさつき質問の一番初めに言つたように、これは五年間というものはあの河川改修でも何でもやる、予算分取りと同じで、そして銘々の政治力を以て陳情、請願これ努めて、そして本年度きまつた何キロというもののうちから自分のほうに何キロ工事をするやつてもらいたい、こういう運動が起つて来るのだ、そういう利権的な法案になるのだ、それではうまくないから、成るべく具体的な計画を資料として出してもらつておくほうが間違いない。どういつたことを、又振り返つていふのを言わなければならぬ。どちらが本当なんでしょうか、開議決定の内容になるのはどういふところまで開議決定になるものなんですか、こんなものだらけなら計画案なんて言つてい

所を舗装すべきや、そういうふうなつまり個所別なものが出て来るのじやないかと思ひます。而もそれをやろうとしたら大変であります。そういうことになりまますから、結局毎年何キロの一級国道が直つて行く、それから二級国道が直り、重要府県道が直る、こういうことになりまして、それは今までもそういう道路の補修費その他につきましましてはそういう筆法でやつて、そしてきまつたものは具体的に道路局で当てはめて直して行くということになつておられます、今回の道路五カ年計画につきましても同様そういうふうにならざるを得んと思ひます。なぜかと申しますと、五年間に直すべき道路の場所までも一々明細にして……

ただ単にどこをどう直すのかもわからないうで、ただ第一年度は何キロ、第二年度は何キロと、何の根拠もなく書き連ねておいたものの、それをあとから具体的にどこかを当てはめて、三千キロなら三千キロ充たして行く、こういうふうな決定の仕方なら、何の開議決定なんという重要な決定をするまでもない。そういうものなら建設省で適当にやつておいたらいのじやないか。

○小笠原二三男君 それではどうも先ほどの南政務次官の御答弁とは大きく食い違ふ。さつき私は某々一級国道の某個所というように具体的に出来来るのでなければおかしいやないかという話をしたら、南政務次官は、いや、某個所というふうな個所別に出るのではなくて、某々路線というふうに出るようになっておつて、そう今私は見ておるのでございまして、ということでは答弁してある。だから私はその建前に立つて必ずやうなところ、割込みを策する者が政治力を用いて途中でやつて来れば、開議決定が変更されて、先にきまつたやつは外されて、あとに昇格した一級国道というふうな路線のどこかが入つて行くという、こういうふうなことも起つて来ないものでもないんだが、そういうことはないと説明できる

○政府委員(南好雄君) 開議決定の内容は私の考へでは恐らく一級国道何キロ、二級国道何キロ、それから重要府県道何キロ、そして舗装がどうだというふうになります。で、如何なる場

○政府委員(南好雄君) 路線と申しましても一級国道の路線はきまつております。二級国道も大体何々線、何々線というふうにきまつておりますから、それは今申上げましたように何キロ何キロというふうにして私は開議決定に付されるものと考えております。そうしてその中からどの線を直して行くかというところは毎年々の計画になつて行く、こういうふうな考へております。

○小笠原二三男君 そういふことだつたら何の開議決定の必要はない、そういう一般の河川改修費、砂防費、そういうふうな予算面を取つたものを、ただこの年度においてはこうだと分けてやるのと同じことなんです。これは五カ年計画なんて言つていますけれど、毎年度、毎年度ガソリン税相当額というものが推算されて、そして見通しがついておるわけなんですから、

にありますが、五カ年計画整備事業案を作りまして、その案に計算されております数字は、五カ年のガソリン税収入相当額の累計より上廻つた事業計画を立てておるわけでありまして、併しこのガソリン税収入額ですらとかくの議論があるのではありませんか、勿論当然五カ年の長期に亘つて道路整備五カ年計画という、閣議決定を経る、非常に強い決定をなす場合には、一般の予算の編成状況、財源の見通し、五カ年における道路費及びその他の科目との軽重等が論ぜられて、諸般の情勢から割り出された結論において五カ年計画案というのができるわけでありまして、この法律案が通れば建設大臣が五カ年計画を作りまして、その五カ年計画というものは、これはもうはつきりわかつて、二兆何千億という全国道路別の直さなければならぬ細かい資料があるのではありませんか、その中でかくかくの路線を大体この程度にしたものが総額この程度であるのでありますから、大体建設大臣の提出するところの五カ年計画はこの程度にして頂きたいという案を提出するわけでありまして、ところが閣議で以て只今申し上げましたようにいふような状況を勘案して、先ず第一回にきめる閣議決定の五カ年計画案は総額三千億に抑えよう、総額二千五百億に抑えようということが決定するわけでありまして、そうしてその決定に基いて各年度において、第一年度の事業費が五百億と押えられた場合には、その五百億の中に第一級国道の事業費が幾ら、二級国道の事業費が幾らというのをきめられることは、これはもうほかの法律も全部そうなっております。この委員会でもお通しにな

つて頂いた有料道路法におきまして三カ年間、こういうふうになつておりまして、来年度は終るのであります。その年度その年度に総事業費がきまりまして、そうしてその決定に対しては、むずかしいものに対しては個別を予算書に計上しておるものもありまして、農地改良その他の個々の計画におきましては、全然個別を計上しておらないという場合もありますので、この法律案におきましては、大体細かい資料に基いて閣議決定で総額を決定願つて、年々歳々の予算編成時に於いてその閣議決定の数字が盛り込まれるわけでありまして、その数字による内訳は予算書に掲示するような有料道路法のものにやるか、若しくはその年度の初めに閣議決定の金額の内訳を、建設大臣が又案を出しまして、その場合も閣議決定を求める、こういうふうな非常に慎重な期しておるわけでありまして、

なおそのときに割り込みがきくと悪いかから、だから閣議決定を求めて、いわゆる内閣の全部の責任で個所決定を行うわけでありまして、只今までの建設大臣が専断で行なつておるような偏頗な行動を許さない、そのために閣議決定を求めておる。こういうふうな非常に慎重な処置を規定しておるわけでありまして、

○小笠原二三男君 今のお話では、閣議決定で個所別にも決定するのだから、割り込みその他等は許さないのだと、こういう話でございしましたから、そうならば私は意見は同じなわけですね。あなたが先におつしやつたのは、路線名も出ないのだ、ただキロ数だけ

出るのだと、それで具体的な個々の施行は道路局のほうでやるのだ、それであつたの言ひの意味は、五カ年計画という総計画の総金額、総キロ数というものが決定するといふときには、その五カ年中にやるだけの事業個所という根拠があつて決定になるのだと、それを第一年度にどこをとりとてやる、第二年度はどこをとりとてやる、その前後の選択をして、具体的に年度の計画を立てる分だけは建設省のほうで独自にやると行くのだと、こういう意味である、こういうことであるなら、私はそれならばそれでよろしいと了解します。どういふ意味なんですか。

○衆議院議員(田中角榮君) あなたの案で規定しておりますところの閣議決定を求めるという、その閣議決定にこの法律で以て法律義務を起さしておるものは、五カ年計画を作らなければならぬといふこととあります。五カ年計画はこの法律が通つたら直ちに建設大臣が作つて、五カ年計画というものを閣議承認を得るわけでありまして、併し第一年度から年度々々の事業の内訳に對しましてはこの法律では規定しておりません、そこまでは厳密に、厳密に規定してありませんが、総事業費の閣議決定を求めておるのでありますから、だからその年度々々の内訳も今の有料道路法のように閣議決定を経なければならぬといふことをしても、それから建設大臣がその年度の内訳といふものは専断で行うといふことは、これはまあ今までそこまで深く掘り下げた質問は初めてだつたものでありますから、私も新しい問題にぶつかつておるわけでありまして、閣議決定をした事業の

内訳をもう一遍閣議決定を経なければならぬか、若しくは建設大臣専断でやつていいのかという問題まではこの法律では規定しておりません。おりませんから、若し審議過程において、その事業の内訳も年度々々に閣議決定を経なければならぬといふふうな委員会の御決議があれば、結局附帯条件としてお付けになつて頂かなければならぬし、で建設大臣が普通のようにしてやるのだといふことであれば、五カ年計画の原案が閣議決定になつておりますから、細かいことはそれに及ばない、今までのほかのものもそうしておるからといふふうなお氣持があれば、このままでいいのじやないかと思ひます。

○田中一君 関連して……今小笠原君の質問に對して提案者の説明は甚だ不親切で、お氣付きにならないのじやないかと思ひますが、提案者はこの法案をよく読んでいらつしやらない。第二条の第二項にはつきり「建設大臣は、前項の規定による閣議決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならぬ。」従つて路線がはつきりしなければ関係都道府県には通知ができません。例えば何級国道のところ、御承知のように一級国道と言つても各都道府県に亘つておりまして、従つて若しその内訳が閣議決定にならなければ、都道府県知事に遅滞なく通知ができません。従つてどうも提案者はこの法案をよく読んでいないじやないかという氣がするのですが、その点はもうつと明かにして頂きたい。

○衆議院議員(田中角榮君) 私が作つ

たものですからよく読んでおることは問題ありません。

第二の問題であります、この第二条につきましては、先ほども申し上げました通り、第一回の閣議の五カ年計画案といふのは、一回この法律が通れば、すぐ建設大臣が五カ年計画案を出すわけでありまして、五カ年計画案といふのは、細かい資料に基いて総額幾らというものを示して、閣議で練り合つた結果、五カ年後の財政状況も考へて、この線できめようといふ総額がきまつたときに五カ年計画ができます。さてこれを実行に移す段になりますと、実施第一次年度計画、第二次年度計画、第三次年度計画といふのは、有料道路法に言う計画と同じであります。その場合には先ほど申し上げましたように、今度は予算内に枠がきまつますから、きまつた場合には当然路線名がはつきりここに掲げられるわけでありまして、この路線名を選択する場合にいふ閣議決定を求めなければならぬか、建設大臣が在来通り専断に行なつてもよろしいかという問題が残つておりますが、その問題は別に考へた場合には、当然年度の当初においては、今度第一次の五カ年計画案によつて年度ごとの路線名ができるわけでありまして、その路線名を関係都道府県知事に通達するといふ事務処理を規定しておるだけでありまして、

○田中一君 これは私今の提案者の説明には満足しません。ここにはつきりと五カ年計画といふものを閣議に出して決定を求める、第一次の閣議、第二次の閣議といふものは考へられませんか。無論五カ年を通じたものが決定される、通じたものが決定される場合に

は、具体的な年度のものをもう一遍閣議にかけるといふ途はない、この五カ年計画案を閣議決定をする、その閣議決定があつたときに遅滞なく道路整備五カ年計画を関係都道府県知事に通知しなければならぬ、従つて五カ年計画そのものは、小笠原君の質疑したように、細かい路線がはつきりしなければ都道府県に通知ができないのです。

○衆議院議員(田中角榮君) 第二條の後段によるものは削除願つても結構であります。

○田中一君 どうも提案者からあつたりと修正してくれという御意見ならば、この法律の不備ということになるのです。提案者の法律の不備……、従つて衆議院における議決というものが、提案そのものが不十分であつたといふことが証憑付けられるわけですから、そこで私が申し上げますのは、そのようないふがある或いは欠点がある法律ならば、これはなお慎重審議しなければならぬと思ふのです。ですから時間的に調べる時間を与えてほしいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) 田中さんは少しどうもこの表現から、きつこお考へになつておるようであります。この表現そのものはまずいかも知れませんが、常識的に考へまして、五カ年計画といふことで以て全国何万路線を挙げようなんていうことは殆んど不可能であります。これは今度電通開業についてこの種の法案の全部が、路線名、指定箇所を規定しておるようなものではないとせんといふことが常識であるならば、こういう条文もそういうふうにお読みになつて頂くか、若しくは訂正して頂いていいと思ひます。

○田中一君 提案者を余りいじめても仕方ありませんが、この法案を素朴に解釈いたしますと私が申し上げたようになるのです。従つて修正してくれとおつしやるならば、あなたが言つたような五カ年のものを具体的に出すことができない、提案者はできるような法案を出してゐる。できないというお考へならば喜んで訂正いたします。

○衆議院議員(田中角榮君) 第二條の後段によるものは削除願つても結構であります。

○田中一君 どうも提案者からあつたりと修正してくれという御意見ならば、この法律の不備ということになるのです。提案者の法律の不備……、従つて衆議院における議決というものが、提案そのものが不十分であつたといふことが証憑付けられるわけですから、そこで私が申し上げますのは、そのようないふがある或いは欠点がある法律ならば、これはなお慎重審議しなければならぬと思ふのです。ですから時間的に調べる時間を与えてほしいと思ひます。

○小笠原三三男君 道路局長にお尋ねしますが、この法がこのまま通つたときに、第二條の後段の遅滞なく五カ年計画を関係都道府県知事に通知しなければならぬといふのを、どういふふうに読取りますか、あなたは行政官として。

○政府委員(富樫一君) この五カ年計画につきましては、先ほど提案者の御説明のように解釈しておるわけでございますが、この五カ年計画につきましては、第一級国道、二級国道、都道府県道といふふうに分けて、五年間に改修せらるべき延長並びに年度別の計画が載せられるべきだと思ひます。なおそのほかに路線名が載せられなければならないと思ひます。その路線名と申しますと、これは都道府県道になりますと、何道々々といふように一々路線が載つて来ることにしなければならぬと思ひますが、先ほどの提案者の御説明では、そこまではなく、行かんだらうといふことであります。

これは是非そういつたことにしなければ、路線名くらいは載せて行かなければならぬかと考へておられます。といふしますと、この第二項は、五カ年計画が閣議できまりますと、それはすぐ都道府県に知らせることができるといふわけでありまして、そういう意味に解釈しております。

○小笠原三三男君 その点は明白になつて来たので、提案者のほうは明快でないといふのです。そこで私はその程度にそこはしますが、そういうことになつて来ますと、この法律は第二條が目的だ、第二條がこの本筋といふことであるならば、この道路局の試案といふもののうち、最も重大なのはどこかとなりますと、総予算額の三百八十億といふのが最も重大だと思ひます。五年間に三百八十億をかけるわけにならないといふところ、この法の趣旨が出て来るのじやないかと思ひます。提案者はガソリン税相当額を二百八十五億といふふうに見ておるようでありまして、それだけで道路整備をやるのじやないかと大見栄を田中さん切つておるわけですから、従つて三百八十億だけの仕事を五カ年間に配分してやるのだといふことがこの法の目的なんだといふことになつて来なければならぬ。これは何百億になるのか、二百八十五億以上とこのころは、そのときの情勢々々によつてわかりませんといふようなことなら、これは立法の趣旨は全然貫徹されないと思ひます。そこで三百八十億といふのは、多少の出入りはあるとしても、大巾には動かない、そう考へてよろしうございませうか。

○衆議院議員(田中角榮君) ちよつと数字が違ふようであります、五カ年計画によりましては、大体五カ年間に二千七百億の総事業費を行いたい、そのうち千八百億近いところのガソリン税収入額と相当額を盛りたいといふことが趣旨で……。

○小笠原三三男君 私の申し上げたのは、見たところが悪かつたのです。訂正しておきます。

○衆議院議員(田中角榮君) でありまして、そのガソリン税収入額と同相当額と、私も今お手許に配付しました事業計画との差額といふものにつきます。ましては、閣議で以て諸般の情勢を勘案いたしまして、私たちが今考へておるこゝろに案が案として、閣議ではそのようには出せないから、ガソリン税収入額プラス三百億で以て五カ年間の計画を組んでくれと言つて決定されるか、それから五百億でせうだから二千三百億で組むのか、なお二千七百億といふ案を出したが、そのまゝ呑める情勢だから呑むかといふことを閣議で決定するわけでありまして。

○小笠原三三男君 そうすると結局第二條のところは本旨なんだ、第一條の趣旨が大事なんだといふことでなく、ガソリン税相当額千二百八十億といふものを下廻らない金額だけは使つて道路整備をやつて行きたいといふことに縮まつて来るわけですね。そのときの目安にするために千二百八十億は絶対下らないといふことのために、ガソリン税といふものに手をかけて来たといふふうには言われても、これは弁解の余地がなくなるじやないですか。

○衆議院議員(田中角榮君) そういふふうにお考へで、さん、どうも私の考へから言つと、大蔵委員の皆さんにいじめられたと考へておるのであります。

すが、もう少し平たく考へて行きますと、現在道路整備をしなければならぬといふことが前提でありますし、その総額が二兆八千億もかかるのだといふことで、道路整備は何とかなければいかんから、最小限の程度のはやらなければいかん、最小限の五カ年計画を、三千億近いものを組んでみて、その財源の一つとしてガソリン税収入額と同相当額は盛らなければならぬといふ、こゝろに言つたのであります。又本論に戻るわけでありまして、丁度ガソリン税収入額と同相当額といふものをここに出したのは、時あたかも非常に高い税金でありますので、ガソリン税の全廃運動があるのだ、もう一つ軽減運動がありますので、今どうしようかと考へておりましたところ、全国道路利用者会議として、これを道路費として振り向けてくれるならばあえて賛成だ、徴税式な税でも五カ年間は広げようといふという決議が衆参両院の皆さんのところに参つたわけでありまして。もう一つはそれをやつて下さるならば、或る程度の廃止運動とか減税運動はやりませんといふような当時の熾烈なる要求がありまして、その要請を入れるにも丁度いいのでありますし、又広く眼を世界に転じて見て、ほかの先進国でもガソリン税を目的税としておりまして、それになお先ほど申し上げたように、自動車税の輸入税とか、そういうものも道路に振り替えておりますから、この段階においてこのような規定をするといふことはまあ一石二鳥じやないかと、こゝろに考へていたしたのであります。

○小笠原三三男君 私はあなたが大義

名分を振りかざして第一条というものから真つ向上段に第二条が主眼なんだ、道路整備が飽くまで主眼なんだと言っておられるので、そのほうからどうんぞ考えて行けばこの第三条は要らない。要らないで五カ年計画には二千七百億なら二千七百億の金をかけてやらなければならぬ。ただ金額さえ入れればいい、二千七百億、そういう法律にしてしまえばいい。何もこれはガソリン税そのものを特に徴収して来てこれに使うということではなくて、ガソリン税収入額と同相当額という金額のところを押えて来ただけのことなんです。前からとは違つて来る。ガソリン税を振り向けなければならぬ、というふうなことは違ひのものですから、あなたが大筋から言つておるなら、初めから五カ年計画で道路整備をするのに必要な金額をここに認めて、それだけの金額は出さなければならぬ、と、こう規定するのがこの法から言へば本筋だと思ふのです。ガソリン税であるが何税であろうが、そんなものはかまわない。一般財源からいずれ二千七百億を道路五カ年計画の費用として出すのだという立法さえあればいい。それを第三条でわざ／＼このガソリン税相当額と言つておるとところが眉唾物なんです、そうなつて来るとその計画のほうはその金に見合つて適当に出て来るといふことになつて、どうもあやふやだ、こういうことになつて来る。だからあなたがそんなに誤解されて御心配なされておるならば、この第三条に二千七百億出せというようにして、一切こういうものを切つたほうが間違ひなく二千七百億出るので、そのほうが却つてよいと思ふ。そうしない

という、ガソリン税相当額二千七百億、それにプラス・アルファになるかも知れないし、ならないかも知れない。ならないほうが多いと思ふ。それより黙つて二千七百億でも三千億でも出せという法律を作つたほうがいいじゃないですか。なぜそうしなかつたかどうか。

○衆議院議員(田中角榮君) 只今の説の通り私も二十七年七百億の事業費を一応組んでおきますので、できるならばガソリン税なんという、こんなむずかしいことを言わないで、而もガソリン税、揮発油税という字が入つておりますから、紛らふので、而もその後に収入額と同相当額という字がありますので、非常に困つております。できれば道路整備五カ年計画法の費用として二千七百億を盛らなければならぬ、こういうふうに法律案を考えたわけでありまして。考えたわけでありまして、これは現在のこの情勢においてなかつても通りそうもないうちの、私はさつ／＼ばらんに申上げるのであります。それに丁度今申しましたように、ガソリン税収入額と同相当額というのは、ガソリン税撤廃問題もありまして、いわゆるガソリン税を納めておる方々が、道路費用として目的税的なものにしてくれるならば、私もどつ／＼とこの税を納めますというふうな機嫌な要望がございまして、こういう問題も一挙に解決でき、なお道路整備の目的が貫徹できるからいいじゃないかという考えから、こういうものができたものであります。もう一つ申しますと、財政を拘束したくない、いわゆる予算編成権を拘束したくないという心理があつたことを御賢察願いたいと思ひます。

なご一言申し上げておきますが、この法律案は本場に肚を割つて申上げますが、どうもちが／＼なことを言つておると申されますが、二条と三条は法律の裏表というものが、私の本場の真情でありますから、一つ御賢察願いたしたいと思います。

○小笠原三三男君 政府側に伺います、見通しとしては、この計画案の二千七百億というよりも上廻ると思ひますか、下廻ると思ひますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私はこの法律があつて、そうしてガソリン税相当額だけしかいわずに五カ年計画に金を使えないというふうなことになるのは一大事と考えております。できるだけプラス・アルファにやつて行くのが我々の義務でなかろうかと考えます。

○小笠原三三男君 時間も来ましたが、最後にもう一点伺ひますが、この法が通つた時は、政府側は地方公共団体に交付する補助金、地方への補助金、これは全体の予算額の中の大体の割合というものを頭からきめて、そうして地方道を指定するような方法でやりなすか、それともそういうのは頭からきめるのでなく、個々に選択をやるということになりまして、私の聞いているのは、個々に選択をやるということになりまして、補助金を殖えて行く、一級、二級の国道の事業量は減つて来る。それとの見合はどうかうふうにやつて行く御計画かという点であります。

つきましては、五カ年計画、この割合で行きたいと思ひます。それから都道府県道の補助の問題でございまして、従来の府県道からの要望を積算いたしますと、これ以上のものになつておるわけでありまして。そこでこの取捨選択が起るわけでございますが、これは都道府県の御要望をお聞きいたしましたので、その上で決定したいと考えております。

○田中一君 この二十八年度の予算を見まして、先般の調査のときにも申上げたのですが、砂利道のいわゆる維持管理費というものが二十八年度予算では国庫負担が全廃されるようになっております。そうして舗装費も二分の一から三分の一に低減されたわけでありまして。この道路行政の思想と、今度出したところの法案と非常な矛盾があると思ふのです。そこで一体政府はどういう考えを以てこの法律がどうしても通るのだ、通つたら何もかもこれで以て来年度からカバーしてやるのだというつもりか。或いはこの法案を通したために殊更昨年度よりも低額な補助金を二十八年度予算に盛り上げたか。この点について意図を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) この法案が通つてもらいたいために二十八年度の補助率を減らしたというところは……、これも委員会でも御説明したところでございまして、我々もいたしましては、砂利道の補修費につきましては前年と同額以上を要求したわけでございます。又舗装の補助率につきまして、地方道において三分の一に減らされておりますが、これも減らさないで二分の一を維持するようにお願いしたわけでございます。

○田中一君 この法案の第二条には北海道だけが維持を含んでおるのであります。そうしますとこの砂利道というのは全く地方財政の全額負担になるわけなんです。それで先般の委員会でも質問したように、一体提案者も政府も、砂利道の延長はどのくらいあつて、又この五カ年計画によつてそれがどのくらい是正されるのか、こういう点の見通しがあるかどうか、見通しがなければ、貧困な地方財政がますます弱つて来るのです。大きな障害になつたものはやつてもいいというふうな書いてありましたけれども、この舗装に主眼を置いて砂利道の維持管理というものに對して、偏頗な扱い方をしておる。道路行政における一貫性がないということを言われても当局は返事できないと思ふのです。従つて二十八年度において維持管理費が通つたら砂利道の負担が都道府県の負担になるという点について納得の行くような御説明をお願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) この問題で御質問があつたわけでありまして、改めてお答えを申し上げますが、維持と修繕というものの定義の問題でありまして、いわゆる普通の砂利道に對する補修等はこれは維持と考えませんで、補修、修繕という見方で見ておりますので、地方負担というものが、こういうものをやるために砂利を投入しなければならぬことによつて非常に殖えるというふうなことは起らないというふ

うに考えております。なおこの法律が公布されるために地方負担分も多少増えて来るわけであり、事業量が殖えますから、地方の負担分、いわゆる財政の圧迫というところもあり、大蔵当局等にも多少の意見があつたようであり、第四條の後段にあり、道路法の政令の規定にかかわらず、補助率を上げることができるといふ緩和規定を設けまして地方負担分の一助にもしたいというふうに考えておるわけであり、

なお北海道に対する維持というものは、これは道路法で北海道に限つては全額で持つことになつておりますので、それを踏襲して規定したに過ぎないわけであり、

○田中一君 そうしますと、二十八年度予算に砂利道の維持管理費、これを若し二分の一負担ということに明記されておるならば、今度の法案が通つた場合に偏頗になる。従つて砂利道に対してどういふ扱いをするつもりですか。

○衆議院議員(田中角榮君) これは提案者としてではなく、私衆議院の建設委員として大蔵省当局とも相当二十八年度の率の問題に対しては折衝したわけであり、きつと田中さんもおやりになつたと思ひますが、大蔵当局の非常な強い意思によつて一方のこゝういふふうな削減せられたということになるわけであり、二十九年年度からはこゝういふ法律が施行せられるのであります、いわゆる予算の枠として許さないというふうな大前提があれば別であります、少くとも道路の補修というものはこの法案通

り、又少くとも在来の補助率を下つてはならない、こゝういふふうに行政的な面において折衝を続けて行かなければならぬのじやないか、又これが三分の一から四分の一というふうな状態になる場合には、これは丁度政府が災害復旧に対して三カ年計画を立てる、五、三、二でやるというながら七年に

も八年にもなつておるといふやうな問題も、或る一定の定規を越す場合には、法律措置として法律をきめてこれを是正する以外にはないのでありまして、私たちはそこまですしなくとも、何とか折衝によつて解決できるのじやないか、而もその折衝が二十九年年度からできない場合には、改めて別に法律措置を講じなければならぬ、こゝういふふうな考へております。

○田中一君 政府はどう考へますか、実際にこの法案によれば、砂利道のことは何も触れておりません。従つてこれだけの膨大な予算を持つて来る場合に、例へば四分の三或いは二分の一というやうな補助率があり、二つの一と、事実一番延長の長い砂利道に対する何らの財政的な裏付け、千七百億予算を取つても、五カ年計画ができてはどうかと思ふ。それはどういふふうにお考へになるか伺いたい。

○衆議院議員(田中角榮君) これはこの法律案によりましてできる砂利道の補修というものは、修繕という問題で見ておりますので、この法律で解決をしております。

○田中一君 そうしますと砂利道の補修もこれに含まれておるとみなしてよろしいのですか。

○衆議院議員(田中角榮君) その通り

です。

○田中一君 そうしますと二十八年度は同じ關係であるところの大蔵大臣と折衝なさつたのでしようけれども、これをなぜ全廃したのですか。これは先般道路局長からはいろいろ努力したけれどもできなかったというこゝうなことです、どうも道路行政の一貫性がないと思ふのです。殊に道路舗装の面について二分の一を三分の一に低下したといふことなど、政府の意図というものは全く道路行政に対する熱意を失つておるといふふうな考へるのですが、その点政府はどうですか。

○政府委員(南好雄君) 誠に申訳ないのでありますが、二十八年年度予算におきましては改良主義にしようといふので、延長をつまみ成るべくなくさんなうして行きたいといふので、成るべく補助率を切下げられたというのが本當であり、建設省当局といたしましては、いろいろの点も勘案いたしまして、地方財政に与える負担も相当強いものでありますから、随分強く頭を悩まして二十八年年度の予算のうな結果になつてしまつたのであります。幸いこゝういふ法案の御審議を頂いて可決して頂きますならば、そういう面におきまして大蔵当局の道路に対する考へ方も直すこともできますし、今田中さんの御質問のように一貫性がないではないかといふお叱りも、こゝういふ法律の助けによつて一貫性を持たして行きたいと思つておるものであります、残念ながら二十八年年度には刀折れ矢尽きて財務当局の申し渡しに屈したといふのが、何も隠しません実際の真相でござ

います。

○田中一君 それでは二十八年年度に削減された地方に対する補助率、こゝういふものもこの法案ができた際には地方財政にプラスになるやうな、マイナスイかならないやうな政策を必ず講ぜられたいといふことを政府並びに提案者から言明して頂きたい。

○衆議院議員(田中角榮君) 私はいつも申し上げておる通り政府は常に道路の重要性を考へながら又地方財政の負担も軽減したいといふことは御同感であり、財政措置許さずといふことばかり言つておられますので、このやうな法案によつて政府の蒙を啓くと同時に、議院の力によつて拘束をしようといふためにこの法律を出しておるのでありますから、勿論この法律が通過した際には、下げられた補助率も当然先ほど申し上げましたやうに上げるやうに努力する、上げない場合には別途法律措置を講じて、又法律義務によつて拘束をしようといふ考へております。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。大体私たちが、政府といたしましては、提案者同様に極力やつて参りたいと思つております。

○田中一君 極力じやなくて、このマインナスを取り返すといふ言明をして頂きたい。地方財政には負担をかけないやうにしてもらいたい。(そんなことをしたら大蔵大臣に叱られるぞ)と呼ぶ者あり) いや、それから言明してもらわなければ困る。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。二十八年年度に地方財政に与えましての損害を二十九年年度以降で取り返すやうな補助率を設ける、こゝういふ御趣旨だろと思ふのであります、誠に御尤もの御質問のやうに思ひます

が、なか／＼これはむずかしい問題で、二十九年年度から二十八年年度にやりました間違いを直して行きたい、こゝういふのが目下政府として精一ぱいのところでございます。どうか悪しからず……。

○赤木正雄君 関連して……。これは今の政務次官のお話は非常に重大なものだと思ふ。政府はこゝういふ考へを持つてゐる、これはあなたが政府の一員としてお話になるときに、これは非常に大きな問題だと私は思ひます。少くともこゝういふことをおつしやるのには、大蔵大臣を二に呼んで、大蔵当局の意見を先ず聞かなければならぬといふのが私の一つの考へなんです。それから先ほど田中さんは、政府を頼んで云々とおつしやいますが、少くとも今の政府は自由党でできている政府なんです。そして我々が今の総理を出しましたと言ふ、その総理の下にできているところの政府、それに対して政府を頼んで云々といふのはどうも本末顛倒してゐると思ふ、實際言うと……。そういう観点からして私の要望するのは、まだ質問はしない方針であります、少くとも大蔵大臣が来てからでなくては私は質問はできないと思ふのです。

○小澤久太郎君 建設省の予算項目には、道路と街路と分れておるのでござい、この道路整備費云々の中には街路は含まれるのでござい、含まれないのでござい、

○衆議院議員(田中角榮君) 街路といふ含まれないのでござい、

○小澤久太郎君 ええ。

○衆議院議員(田中角榮君) 都市計画

事業による道路は含まないつもりでございます。(それはおかしいぞ)と呼ぶ者あり)

○小澤久太郎君 これは大体ガソリン税を見合ひにして出してあるのですか、都市計画の……

○衆議院議員(田中角榮君) 只今のは訂正いたします。都市計画の道路を含みます。

○小澤久太郎君 それではこの五カ年計画の中には都市計画の街路の計画も入つておるわけですか。

○政府委員(富樫一君) 道路局でこしらへましたこの試案の五カ年計画には無論街路を含んでおりますが、この五カ年計画では幹線に主眼を置いておりますので、街路としても幹線を考へております。即ち国道であり又都道府県道であるものは無論計画に入つておりますが、その他の市道でございまして、五大市の分は含めて考えたいと思ひます。

○小澤久太郎君 そうしますと今後五カ年間に建設省でおやりになる道路並びに街路の計画は皆この計画の中に含まれてゐる。つまりこれ以外に街路の計画はないと承知してよろしいのですか。

○政府委員(富樫一君) これ以外にあるわけではございません。この中に含まれますのは、国道並びに都道府県道である街路、これは無論この計画の中に入つておりますが、それ以外の都市計画区域内の街路でいへばあるわけではございませんが、その計画はこの中に含まれておりません。

○小澤久太郎君 只今のお話で、どうせこれは試案でございしますが、今後法律が通つてちやんと五カ年計画を作る

ときには、都市局と道路局で、街路と道路とは分れておりますが、それは都市局と道路局だけの区別でございまして、それは一般自動車交通というものの対しては、区別はないのでございまして、一貫した計画を作る、そういうふうにして進められたいと思ひます。

○小笠原二三男君 議事進行について委員長にお伺いしますが、大蔵大臣は本日お見えになりますか。

○委員長(石川清一君) ちよつと速記をとめて。

○委員(長石川清一君) 速記をつけて下さい。

○田中一君 建設大臣が見えられたので伺いますが、二十八年度予算に砂利道の補修費というものが全額都道府県負担になつております。それから舗装費も今まで二分の一の国庫負担のものが従いまして地方負担はその面において増大されておると考へなければならぬ。大臣は現在の地方財政は黒字の果

が多くてその負担に堪えられるとお考へですか、お考へでないですか。地方財政の点について御見解を伺いた

○国務大臣(戸塚九一郎君) 只今の道路の維持についてのお話だつたと思ひますが、私は決して地方の負担が案であるからというふうには考へておりません。ただ本年度の予算を編成するに當つて維持費が予算の上に挙げられなかつたということは非常に関連つたことじやないかと、私はかように考へて

おるのでございしますが、これはもうすでに過ぎたことで止むを得ませんが、将来は維持費についてはもつと十分に考へて行かなければならない、こういうふうな考へております。

○田中一君 先ほど政務次官からは、本委員会に現在提案されている道路整備再建の問題、これが若し通つたならば、この面でも少くとも二十九年以降は地方財政を豊かにするようの方途を講ずるといふ言明をしております。大臣はその言明に対してどういふふうに思つておりますか。

○国務大臣(戸塚九一郎君) このたびの案の補助率は従来よりもよくなつておると思ひます。なお又補修につきましても補助率を上げることもできやしないか、かように考へます。それで先ほど来政務次官がどういふふうにお答えしたか存じませんが、大体趣旨は同様に参ると考へております。

○田中一君 砂利道の補修費並びに舗装の予算の上において地方財政の負担が過重になるといふことについて所管大臣と協議したことがございますか。

○国務大臣(戸塚九一郎君) 私になりましてからはその点につきまして協議したことはございません。

○田中一君 この二つの問題について地方自治庁長官は了承してゐると考へますか。

○国務大臣(戸塚九一郎君) よくわかりませんが、私の聞いてゐる前で道路局長からお答えしてゐると思ひます。

○政府委員(富樫一君) 自治庁とは補助率の問題について相談したことがございします。自治庁のはうはこの法案によつて補助率が上ることについて賛成でございします。

○田中一君 二十八年度予算で減つておるのは賛成ですか、不賛成ですか。

○政府委員(富樫一君) これは自治庁も不賛成であつたのでございしますけれども、前に御説明申し上げましたような大蔵省の意向の結果、こういうふうになつたのであります。

○田中一君 うるさいことを申し上げますけれども、三大臣にやはりここに出席して頂いて、このような道路行政のこぼこを是正して頂いて、そうして只今議題に上つておるところの法案をすつきりと通したい、こう考へます。

○国務大臣(戸塚九一郎君) その点については先ほど申し上げたつもりであります。私は道路の整備といふことは勿論大切であるけれども、なお維持補修といふことが道路整備の上から最も大切なことだといふふうに考へております。本年度において、二十八年度において補修なり只今お話の砂利道にか、減つたといふことは、私は非常に遺憾に思つて、内輪ではこの話を聞いたときに、これは今後ではこれは非常に間違つておるのだといふ意見ははつきり申しておるのでございします。将来はそういうふうな考へて行きたいと思つておりますが、それについて先ほどお尋ねのように、他の大臣とその点について交渉したといふことはございしません。これは来年度の予算の編成に當つて十分そういう点をすつきりして行きたい、かように考へます。

○田中一君 もう一点伺いたいの

す。ちよつと法案を御覧願つてもいいのですが、提案者はこれを修正してよろしいといふ言明ですが、修正しますと又四、五日かかりますから、あえて大臣の言明を求めて行きたいと思ふのですが、第二条の道路整備五カ年計画というものは閣議決定をしなければならぬ、閣議決定をしますと、建設大臣はこの閣議決定を受けますと、これを遅滞なく道路整備五カ年計画を関係都道府県知事に通知しなければならぬ義務を生じます。従いましてこの計画といふものを、五カ年全部、その路線名まで含めたものを、実際に五カ年分のものを閣議決定する勇氣と準備があるかどうかをお伺いしたい。

○国務大臣(戸塚九一郎君) 年度々々でなければ今の建前としてはできないのではないかと思ひます。

○田中一君 それはおかしいです。

○国務大臣(戸塚九一郎君) それは併し五カ年分をきめるということになればきめられんことはいないかも知れませんが、今の計画を立てて、その計画に従つてやつて行くといふことはいけないのでございします。

○田中一君 ちよつと第二条の第二項をお読み下さい。これを建設大臣はどう解釈されるか。

○小笠原二三男君 議事進行。これは率直に申しますと、大臣は法案についてよくお読みになつていないと考へます。正直に申して、議員立法ですから……、従つて田中君からそう追及されても咄嗟の御返答が得られないといふほうは正しいのじやないかと思ふのです。それで私は、このことは建設省当局がどう考へようと、この院においてこの解釈はこういうふう

するのだぞと、こつちがきめて法を通してやるのが建前だと思ふのです。我々はこうするのがよいという結論が出たら、その結論によつて法解釈を施行の後誤りなくするために記録にとどめて、これはこういう意味合いのものである、こうすべきものである、こうきめてやればよいのだと考えるのです。従つてその程度にして田中さんは別の質問をなさるなり、私のほうに渡してもらいたい。

○田中一君 今大臣が間違つて発言したのではないかと思ふのですが、五カ年計画は年次ごとに計画を立てなければならぬのではないかと、それ以上不可能ではないかという御発言であつたように思ふのです。そういう考えをお持ちになつておられるのではないかと、思ふから、私は大臣が困らないように、こういう質問をしてゐるのです。大臣がそれにふつかつて、実際に道路局長もその計画が立たないという場合に、大臣としては非常に苦境に立つのではないかと、又下手なものを出示しますと、良心的じやないものを立てなければならぬのではないかと、いふような心配をするもので、大臣の立場に同情してこの質問を申し上げるのです。今小笠原君の議事進行の発言のようにきめて、それを大臣に強制してもよろしいというお考えならば別です。ただ先ほど提案者から、これは変えてもよろしいという発言があつたのですから、一つ大臣の考え方を伺いたいと思つて質問したわけです。

○衆議院議員(田中角榮君) 田中さんに申し上げます。いろ／＼五カ年計画案を作りましても、初年度から年度ごと、その年度における予算の内訳は当然

作るわけです。これは建設大臣が作るわけでありまして、この作つた計画にはその年度に施行する道路の路線名もはつきりとするわけでありまして、それが決定した場合には直ちに都道府県知事に通知をするということでありまして、この後段二項を削つてもらつた場合には、建設大臣は作つても都道府県知事に通知をしなければならぬという義務を免除するだけでありまして、削つて頂いても結構だと、こう申したので、生かして頂いても結構です。

○田中一君 大臣の所感を伺いたいのです。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 私がいい加減なことを申し上げたわけではありませんが、私でも、私のほうでこれを提案したわけでもないのではありませんから、やはり提案者と皆さんとお話合いを頂いて、その結果に従うより仕方がないのではないのでしょうか。

○小澤久太郎君 道路局長にちよつとお伺いしたいのですが、この法律が通れば、来年度から五カ年計画によつて新しく五カ年計画に入るわけですが、現在の道路に関する構造、規格といふものは現在の事情に適していない。それに対してこの前建設委員会を開いたときに道路局長は早急に改正するといふ御答弁であつたが、来年度の計画から新しい規格によつて施行されることを希望するのでございますが、道路局長の御返事を承りたい。

○政府委員(富樫凱一君) 道路局の試案であります五カ年計画には新しい構造規格は含まれておりません。従来規格外でやる計画であります。新しい規格をできるだけ本年度中にまとめた

と思つておりますが、まともな計画を立てて行きたいと思つております。

○小澤久太郎君 構造規格をきめるのはその時間を取らなくてはならないと思ふのですが、現在の交通事情はどん／＼變つて来るので、古い規格でやるということとは事情に即さない道路を作るということでは、一刻も早くきめなくちゃならぬ、願うならば来年度から間に合うようにして頂きたいと思つておりますが、重ねて道路局長の御答弁を伺いたしたいと思います。

○政府委員(富樫凱一君) 御尤もでございます。来年度から実施いたしますようにできるだけ努力いたしたいと思います。

○小澤久太郎君 大臣が御出席でございますが、このことを重ねて大臣に伺いたいと思つております。

○小笠原二三男君 建設大臣がお見えになつたのでお伺いしますが、この議員立法になつており、只今議題になつておる法案で、今論議がありまして、五カ年計画を建設大臣がお立てになつて、閣議決定になるのでござい

ます。それで一年後の五カ年計画の事業量或いは総予算額はどうかといふことで建設当局から資料が出ておるのでございまして、その資料は御承知でございませうか。

○國務大臣(戸塚九一郎君) まだ内容は私承知いたしておりません。

○小笠原二三男君 ではちよつと見て頂いて、この法の内容としては、ガソリン税充当額プラス一般財源を以て道路整備を五カ年間の間に或る程度やりたいといふのが趣旨なんです。それで五カ年間の総計額としましてはガソリン

税充当額が一千二百八十億円である。それに一般財源を加へまして、一千七百億という計画を立てたといふのであります。従つて建設大臣は七千七百億という総予算額を妥当なものとして五カ年計画を立てることに努力をする、

少くとも千七百億を下廻るようなことのないようにして道路整備をやらなければならぬという御決意があるかどうかお伺いしたい。この決意がないとちよつともこれは役に立たない立法になつてしまふので、大臣の何と申しますか、院の立法に対して協力がな

い、この法の通過に無理でございませうか、それでお尋ねするわけでございます。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 実は只今こゝで見ただけでございまして、これはこの五カ年の計画は道路局試案として持つておつたものでございまして、併し道路の整備といふことについては私も努めて努力をいたさなければならぬと思つておりますし、又道路局の試案でありまして、一応これだけやるのでなければ、大体道路を、一般国道をきめてみたり又府県の主要幹線を含めてみても、これを少くとも事務当局で希望しているように実現しなければ、折角の財源確保も値打ちがなくなると

思ふので、私といたしましてはこの道路局試案を尊重して、できるだけこの努力をいたしたいと思つております。

○小笠原二三男君 戸塚建設大臣試案といふものを咄嗟に見て、一分間ぐらidemう結論を出して、千七百億程度、よしやつてやろう、努力しようといふ非常に期待に副つた御答弁を頂きましたが、それぐらい明瞭にお考え願

える大臣であるならば、先ほどの田中君が質問になつたような従来の補助率等が低下したような問題が、どうして大蔵大臣との間に折衝が破れてみじめなことになるのですか。

○國務大臣(戸塚九一郎君) ちよつとお尋ねの意味が……実はちよつと間違えるかも知れませんが。

○小笠原二三男君 いや、このことは離れた質問です。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 先ほどの補修費の補助率の問題は私が就任しますとつと前の問題であつて、私は来年度には、先ほど申し上げましたように補修といふことが大切なことから、折衝をしてやつて行きたいと、こう申し上げたつもりでございます。

○小笠原二三男君 あなたのお話になつておるのは、前の解散前に出された当初予算時代に大臣でなかつたということでございますか、今度の今出たおる予算を作成する当時は大臣でなかつたということでございますか。

○國務大臣(戸塚九一郎君) いや、そういう意味ではございませうが、二十八年年度の当初の予算を編成する当時には私はまだ大臣になつていなかった。今度新しくこの内閣で予算を提出いたします時分には前から引續いて私はおつたのであります。今回は先

の予算を一応踏襲をするという建前になつておりましたので、この点については触れなかつたわけでございます。

○委員長(石川清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(石川清一君) 速記をつけて下さい。

○木村禮八郎君 私質問いたします
が、その前に、只今小笠原さんの議事進行に関する発言で、自分が出て来られないときに、出て来ないでということですが、私はこの法案に関する限りはちゃんと出て来ております。ほかの議案に關して出て来られないときには、ちゃんと自分の発言の権利がないというんで、一応委員長にもお任せし、そうして支障のないようにしております。その点は誤解のないように願います。何か自分だけが他の議員に迷惑をかけてまでやるといふ、そういうことは決して私の本意ではないのです。併し物事は筋道を通さなければならぬです。館くまでも議員としては慎重にやらなければならぬ、そういう意味で質問するんですから、私も徒らにこの法案を引延す意味で言うのではありませんから、質問いたします。

私が建設大臣に關する質問を終れば、大蔵大臣に質問があるのですけれども、それは採決によつて打切るならば打切られても結構です。私は一応建設大臣に質問したいと思ひます。

建設大臣も御承知のように、この法律案は五カ年間で道路計画をやるというんです、最近九州の災害で道路なんか非常に破壊されておるわけですから、今後道路計画をやつて行く場合に、勿論仮にこの法律案が通れば、いわゆる九州災害によつて破壊された道路といふものもこの法律案に織り込んで勘案して行かなければならないと思ひます。そういう場合に、こういうことを私は最近聞いたのですが、それが事実であるかどうか伺つておきたいのですが、米軍のはうで今度九州災害で道路を破壊されたので、新しく又

復旧、新設したり何かする場合に、やはり軍用道路をこういう機会に建設したい。そういうような方針があるやないか。そういうふうなことは建設大臣にお聞きになつてないかどうか。そういう場合にやはり道路計画をやつて行くときに、政府の道路計画と、そこにある／＼な支障が出て来ないかどうか、こういう点について先ず伺つておきたいのです。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 只今のお話のことは、私は承知いたしておりません。そういうことが出て来るということが想像される場合は、今防衛道路といふのでやつてゐるのがありますから、基地との關係で、そういうものが將來出て来るかと思ひます。併しそれは直ちにこの道路計画と合致するかどうかはわからない。たゞ／＼合致するようなものがあるかも知れません。

○木村禮八郎君 この法律案は、この裏づけとなる五カ年計画によると、やはり九州、特に北九州の重要産業地帯の一級国道及び二級国道を、自動車交通が可能となるように貫通し、鋪装する、こういうふうになつております。やはり今度の災害との關係が勿論出て来ると思ひます。それと今お話ししたいわゆる防衛道路と私は聞いたものですから、そうしますと、やはりこの計画をやる場合に／＼な齟齬が来るのじやないか、こういう意味で質問したのです。

そこでもう一つお伺ひいたしたいのは、この資料として頂いたのですが、行政協定のことですね。道路計画があるわけですね。今保留になつた分、それからすでにこれを行なつた分があるのですが、これを見た場合、行政協定

施設区域關係道路事業費といふのは、この費用はどこから出るか、これは防衛支出金から賄えるのかどうか。

○政府委員(富樫凱一君) これは安全保障諸費から出します。

○木村禮八郎君 安全保障諸費は、これは二十八年年度はないわけですね。二十八年年度はない。二十七年年度の繰越があるのですが、それはどうなんですか。安全保障諸費がなくなつたらそれはなくなるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 安全保障諸費から出されております行政協定の施設区域關係の道路は、二十七年年度におきまして第五次まで決定いたしました。それから二十八年年度における繰越の中から一部第六次として決定いたしました。……安全保障諸費は二十八年年度はございませぬ、二十七年の繰越がなくなれば、この關係の費用、道路事業はなくなるわけでありませぬ。

○木村禮八郎君 この資料を拜見しますと、各府県に新設、改修、鋪装、橋梁、いろ／＼あるわけですね。一応まあこの安全保障諸費で新設道路を作る、或いは又改修する、そういう場合に、それとの関連における道路の補修とは或いは改修といふものが出て来るではないかと思ひます。安全保障諸費としてあるこの道路は、ところがここを作りましますと、どうしても関連してはかの道路を拵けたり改修しなければならぬ、そういう場合の道路費といふのは、これはどこから出るのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 実はその安全保障諸費でやります道路に關係いたします道路の仕事は、それは公共事業費でなければなりません、これは公共事業費でやります道路は、駐留

軍の施設に關係あるものばかりでありますので、關係ある部分につきましては、大体安全保障諸費でそれをやつておるのでございます。それに關連する道路は、必要があれば公共事業費から出すということになるわけでありませぬ。

○木村禮八郎君 提案者にちよつと伺ひたい。先ほど行政協定關係は道路費はこれに含まれない、こういうことなんです、が、實際問題として行政協定關係で道路ができると、それに關連して公共事業費のはうからやはり道路費としてこれが出て来る、こう思ふのです。そういう場合に、これに全然それが見込まれておらない、そういうことになる、この道路計画といふのはどういふことになるのですか、この点どういふふうに……

○衆議院議員(田中角榮君) 先ほどもお答え申上げた通り、安全保障諸費で以て賄う道路は一切この計画には盛つておらないわけでありませぬ。都道府県と市町村道がダブつておるようなところであつても、移管にならないまでも、ならない間は、工事中でありますから、安全保障諸費で以て賄つておるのであります。

○木村禮八郎君 この点は、私はどうしてもよく今後研究してみなければならぬので、質問して置きたいのです。が、いわゆる行政協定による道路事業費といふのは、安全保障諸費だけから一応出て行くということになつておりますが、いわゆる防衛道路、防衛道路で、間接的にやはり公共事業費から防衛費的なものが出ておる面はないかどうかという問題なんです。それは成るほど公共事業費から出ておるので

す。併しそれは防衛道路ができたために、そこに又それとの連絡をする道路を作らなければならぬ。而もそれは府県道になつたり或いはその他の道路になつておりますけれども、そういう面が相當あるのではないかと。公共事業費の中に、それから道路費の中にもあるじやないか、そういうのはどの程度のウェイトを持つておるのか、どのくらいのパーセンテージになるのか、何故それを伺うかといふと、こういう計画を一応立てましても、そういう防衛道路的に使われるのが相當あれば、この計画に使えらると思つても、この計画通りに実は使われていないのであつて、ここに防衛道路ができると、こちらの意思に反して、意思に反してこつちに使わなければならぬ。こういう点が出て来るところがあるし、それは公共事業費から出ておるのだから、公共事業費から出ておるのだから、又建設省の道路費から出ておるのだから、この計画通りと言つても、実は防衛道路關係である、こういう關係が相當あるじやないか、これは道路關係ばかりでなく、いろ／＼な点において、例えば国鉄の關係でも或いは電通の關係でも、いろ／＼間接的ないわゆる防衛費的なものがやはりあるじやないかという意味で、特に道路關係について今伺つておるわけす。

○衆議院議員(田中角榮君) 先ほども申上げました通り、防衛道路は防衛費から出ておるわけでありまして、目的が防衛のために必要なものにつきましては防衛費から出ておるわけでありまして、そのためにはかの道路との間に新しく道路を作らなければならぬといふような場合が若しありとすれ

ば、それは防衛道路のために作るのではなく、防衛道路からほかの目的のために使うという場合に作るものでありますから、而もその場合は、道路は新設になるわけでありまして、新設の費用はこの経費に盛つておりません。新設を除いてありますから、この計画がそれによつて崩れるというようなことはない。なお、府県道や一、二級国道と防衛道路がダブつておる場合があります。ダブつておる箇所に対しては、防衛道路のためにのみ補修費や改修費を入れるのではなく、その他の一般の道路の目的のために入れるのでありますから、防衛道路のために特別な支出を行うというような事態は起らない、こういうふうに考えるのが正しいのではない。

○木村福八郎君 ちよつと参考のために道路局長にお伺いして置きたい。これはデリケートな問題があると思う。はつきり確然とはわからないと思うのですがね。ここに防衛道路ができたために、そこまで頻繁にそういういわゆる駐留軍の輸送が行われる、そうするとこちらの道路がこわれる。併しそれは国費でみる。いわゆる公共事業費にそういう間接的な影響があるかどうか、それは実際問題としてです。私は若しそういうことも安全保障諸費から払わせるならば、やはりそつちから払わせるべきであつて、そうでないと本当の意味の道路計画、日本の産業を復興させるためのそういうための純粋の道路計画というものはそれだけマイナスになる、こういう考えで私は聞いておるのであつて、それは確然とは行かないけれども、そういう間接的な影響が相当あるのではないか、その点ちよつと実際問題ですから伺つて置きたい。

○政府委員(重樫凱一君) この行政協定関係の道路の中に舗装というのがございますが、この舗装というのは、主として駐留軍車輛の通るために維持困難なところの舗装でございます。交通量の割合で駐留軍の車輛が多いというところを舗装しておるわけでございまして、只今お尋ねのように、例えば横浜の市内のようなところは、駐留軍の重車輛が非常にたくさん通るために舗装がこわれるというふうな間接的な問題があるわけでございまして、これらについては固なり地方公共団体が金を出してやらなければなりませんから、その点については駐留軍の車輛でございした分だけ余計な負担になるというわけでございますけれども、ああいうところは日本の交通も相当頻繁でありまして、又それらを区分けするということは非常に困難であります。そういうようなことで、我々いたしましては、そういうものを安全保障諸費から出すべきであるという要求はいたしまして、出されども、その辺の区分けが非常にはつきりいたしません、先ほどのお尋ねで、木村先生の御心配は、安全保障諸費は今年は繰越があるけれども、これからなくなる、なくなるから、そういうふうなために必要を生じた道路の費用というものはこの計画を食うのじやないか、こういう意味だと思ひます。

○木村福八郎君 そうです。
○政府委員(重樫凱一君) 今要求しておりますのは、大体駐留軍の施設のためにそうした道路はことごとく網羅いたしまして要求いたしました。併しそれも全部ではありませんで、今のところ

る百十億ほどが認められたわけでございますが、当初の要求は百四十五億でございましたので、まあ大体のところはそれで行けるというふうな感じを持つておるわけでございます。
○木村福八郎君 これはまあ確然とはわからないのは当り前ですね。はつた数字を求めるのは無理だと思ひますが、それによつて間接的影響があるというところはわかりました。
それから次に建設大臣に伺ひたいのですが、この法案に關して、これはまあ議員提出法案なんですけれども、予算委員会でも大蔵委員会でも非常に別な角度からこれを問題にしているわけなんです。それは予算の審議権という問題ですね。予算委員会ではやはりそれが審議権が冒濫されるということが一つ、それから大蔵委員会のほうでは、これが一応財源が目的税的に、目的税とは言ひませんが、そういうふうに固定化して来てしまつと、今後ガソリン税を、非常に高い税ですから下げると、非常に弾力性がなくなる、殊に大衆税の見地から今後下げようとしてもなかなか、こういうような法律案が出ると下げにくい、こういう意見があるわけなんです。そこで建設省の立場としては、こういう財源が確保されて道路計画がどん／＼行けばいいでしょうが、併し大臣としての立場からいへば、全体の政策を考へる場合、その予算の審議権というやうなこと、それから今の税の問題です。こういう点についてどういふふうにお考えであるか、その点建設大臣としてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(戸塚九一郎君) 予算審議或いは税の性質としていへば、御意見があるところかも知れないと思ひます。

併しこれは臨時の立法であつて、特に日本の道路の問題について皆さんが御心配になつておる点等を考慮して、絶対に審議権或いは税の性質上許すべからざるものであるというふうにも考えませんので、例外的に、私はこれをできれば道路整備の財源の上から止むを得ないことだと、かように考えております。
○木村福八郎君 この前向井さんが大蔵大臣のときに、これは連合委員会であつたのですが、そのときにやはり向井さんは、そういう目的税的にガソリン税を使うということについて余り賛成をしていないようでしたし、閣議でそういうことについて了解がまあできていないようでした。これは今度小笠原さんが大蔵大臣になられたわけですが、この点はどうかなんです、大蔵大臣と建設大臣との御意見は一致しているのか、閣議においてもそういうことは大体一致した意見になつておるのか、そういうことは当然この法律案が通るとすれば予想されるわけですが。

○国務大臣(戸塚九一郎君) まだこれは議員提案として審議せられておるものであります、閣議で大蔵大臣と直接意見を交換したことはございせんが、大蔵大臣も、やはり議員が提案せられて成立するならばそれに従うはかないというふうにお考えおられることと私は承知しております。
○木村福八郎君 そうなりますと非常に妙なことになるので来まして、大蔵大臣は議員の意向であるから議員の意思を尊重しなければならぬ。ですから議員がおきめにならばいい方がない、こういう御意見なんです、建設委員会としてはそれでいいんです。併し大

蔵委員会或いは予算委員会ではこういうやうな予算編成権を拘束することにについては賛成してない。又予算委員会へ行くと又その委員会のあれを尊重するということになる、そつちも尊重しなければならぬ、大蔵委員会のほうも尊重しなければならぬ、こういうことになつて、実にそこに矛盾が出て来るのです。そういう意味で、私はその点は議員が立法するんだからいい方ないということにはならないのであつて、こういうことに対して建設大臣だけでなく、やはり国務大臣として予算編成という観点からいつて一応の見識というものがなければならぬと思ひます。その点はどうかいふふうにお考えでありますか。

○国務大臣(戸塚九一郎君) 先ほども申し上げた通りでありまして、殊に委員会としては御意見がそれ／＼おありかも知れませんが、結局この案が成立するためには、本会議でおきめになることだと思ひますので、その結果を待つよりしようがないと思ひます。
○木村福八郎君 それでは私はもう皆さんも大分これを早く通したいという御意向があるようですから、一応大蔵大臣に対する私は質問もあるんですから保留して置きます。従つて若し質疑を採決によつて打切られて、それで議事をお進めになるならば、私はそれに対してあえて反対はいたしません。反対してもいたし方ないことであります。建設大臣については又建設委員でありますから、一応この法案が仮に通つても、問題は解決しても、いろ／＼又関連して質疑できる機会がございまして、今日は私はこれで建設大臣に対する質問は終ることにいたします。

○石川榮一君 私は只今審議中の本法
案に対する質疑はこの程度で打切れ
んことの動議を提出いたします。

○江田三郎君 ちよつとその前に、さ
つきの木村さんの質問に関連して一
つお尋ねしたいと思ひます。先ほど質
問のときに行政協定関係の道路はこれ
に入らん、それは今までもその通りで
すが、先ほど道路局長の答弁を聞いて
おりますと、木村さんの言われる間接
のものは、それについて補新設とい
うのは、どうも駐留軍関係の車輛で
荒される道路に多く使われるという
うな答へがありました、殆んどそ
ういふことになるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほどの
答へが若し間違つておりましたらお許
し願ひたいと思ひますけれども、この
五カ年計画には駐留軍車輛によつて
み荒される道路の舗装なり補修なり
といふものは入つておらないわけであ
ります。先ほど御説明いたしましたよ
うに、間接的にはそれはあるわけでご
いさしますが、そういった道路について
日本のほうでも相当使つておるわけ
であります。今その安全保障諸費でや
つております舗装は、交通量が千台で
そのうち五百台以上駐留軍車輛が通
るというふうなものを扱つておるわけ
でございますが、まあその程度になら
ないもの、日本の車輛が多いという
もの、この計画でやることはならん
ことになるわけでありませう。

○江田三郎君 将来防衛諸費のほう
がなくなつて来るとどうなるのですか。
仮に今の駐留軍の数が又殖えるとい
うようなことがあつた場合に、この駐
留軍関係の交通量が非常に多くて、
舗装しなければ通れないというよう
な問題

が起きて来ると思ふ。日本の交通量
非常に多いというのならないですよ。
そうではないに、駐留軍関係の交通
量が非常に多いがために舗装しなけ
りやならんという問題が起きたとき
に、やはりこの五カ年計画のほうで
出されるのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 将来駐
留軍の車輛が非常に多くなつて道路
がこわれるというふうな事態が起き
ましたならば、これは別途に考慮を
すべきものと考えられます。この計
画にはそういうものは盛り込まれる
べきじやないと思ひます。

○江田三郎君 はつきりしておいて
頂きたいと思ふのでして、専ら主
として駐留軍の車輛のためにこわれ
る道路の補修或いは舗装、その他改
良工事等は、この五カ年計画には入
らない、こういうことなんですか。

○政府委員(富樫凱一君) さうい
うでございます。

○石川榮一君 先刻出しました本
法案の質疑はこの程度で打切りたい
ことの動議を提出いたします。

○田中一君 石川君の動議に賛成
いたします。

○委員長(石川清一君) 質疑打
切りに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

○委員長(石川清一君) 多数、質
疑は打切られました。

いうことであります。本案提案者の
旨は了解できるのであります。そう
して道路を早く整備しなげやなら
ない、それに相当な重点に財政投資
を行わねばならんという点につ
いては決して私は反対するものじや
ありません。同感なんです。問題は、
この財源措置をどうするかという
問題です。これは単に道路問題だけ
から考へたのではいけないのであ
つて、やはり国策の総合的な観点
から財源と云ふものを求めなげや
ならん。特に二十九年度以降の
日本を見ますと、これは重大な
問題なんです。御承知のよう
に二十八年に過去に蓄積した資
金は、インベントリー・ファイナ
ンスとして蓄積されました二
千二百億を除くと、二十九年度
は非常に困難な状態になります。
そこで予算編成全体の上から見
ると、或る特定の政策なり或
いは事業に財源を拘束するとい
うことは、これはやはり予
算というものの、財政という
ものを考へますと慎重に考へ
なげやならん。建設的なもの
ならば、建設的なものならば
や、私は必ずしも公債政策が
いかにと考へておりません。建
設的なものならばやはり公債
政策もあえて反対するものでは
ないのです。総合的に財政と
云ふものを考へなければなら
ない。場合に、目的税的なこ
ういふ財源を求めなげやなら
ない、こいう観点から私は
先ず反対しなげやならんと思
ひます。

第二の反対理由は、ガソリン税を
これに充当するといふことですが、
ガソリン税は非常に高い税であ
つて、こ

これは、戦時中非常に高い税に
なされて、さういふもののやは
り戦時税的なものが残つてお
る。これは大衆課税であつて、
ガソリン税が高いといふために
小運送費が高くなり、輸送費
が高くなるので、大衆に転嫁
される。前の大蔵委員会にお
いてガソリン税の問題について
公聴会を開きました。さうして
各方面からの意見が述べられ
ましたが、この法律が通ると
大衆税たるガソリン税を今後
引下げることが困難である、
こいうことについて相当反対
論があつたのです。先ほど提
案者の田中氏はさういふガ
ソリン税の撤廃乃至減税を要
望する向も全部我儘して、道
路費に当てるなら減税或いは
撤廃運動もやめてもいい、
こいうようなお話がありました
が、前に我々は公聴会でその
意見を聞きました。ときには
反対論者のほうが多かつた
のです。それは記録にごさ
いませう。従つて大衆の利益
を守らなければならん大衆
政策に属する私としては、
こいう大衆輿論、こいうもの
は引下げようとしても實際に
おいて困難になる。さうい
う立場からこいうところ
に財源を求めなげやならん、
他に財源を求めろ方法が幾
らでもあるわけですから、それ
をもつと真剣に私は考へる
べきであると思ふ。これが
私が本案に反対する第二の
理由であります。

それから第三の反対理由は、
この法案の重点は第二條にある
ように、即ち五カ年間に道路
の整備を急いでやるといふ
ことであるが、それならば、
やはり議員提出法案である
以上は、一応この法案が通つ
てしまつてから自由党の政策
によつてその中身がきめられ
て行くといふことを、例

えば白紙委任状を与えるやう
な形にしておいてこいう法律
案を出すべきじやないと思
ふ。自由党の諸君の提案なら
それでいいが、併し社会党
なら社会党の道路政策があ
るはずで、又改進黨なら改
進黨の道路政策があるはず
です。例へば改良を主にす
るか、砂利道路についてこ
の政策もありましよう。こ
ういふ今後の道路政策に關
して或る程度の議論がこれ
を制約し得るやうな内容が
こに盛り込まれていなければ
ならん。ここの裏付として
出て参りました道路五カ年
計画は杜撰極まる。先ほど
小笠原委員の質問にあり
ました通り、ただ棒を与
えてしまつて、あとはその
中身がどうなるかわから
ないやうな、こいう白紙
委任状的なこいう法律案は
出すべきじやないと思ふ。
而もこれは政策的に、政
略的に利用される点がた
くさんあるのです。こ
ういふことを心配する
ならば、何故法律案の中
にこいうものを明らかに
しないのか、例へば建設
大臣に注文して見たり
或いは建設次官に確約
をさせて見たところで、
法律案にこいうものを書
いてなければ、大蔵省と
の間に意見が違つたと
か或いは自治庁との間に
意見が違つたといふこと
で、この法律案に意圖さ
れたやうなふに道路政策
が行われることは確保
できないのであります。
私は議員の一人として同
僚議員が出されたもの
に對してこれを決して非
難するわけではありませ
ん。これを批判してお
るわけなので、クリティ
ックであつてコンデム
ネーションではないので
す。よりよい法律案が
出るために、私はさう
いふことを心から願
ひて討論してゐるの
であります。議員み
ずからが自分の予
算審議権を拘束する
やうなこ

え、戦時中非常に高い税に
なされて、さういふもののやは
り戦時税的なものが残つてお
る。これは大衆課税であつて、
ガソリン税が高いといふために
小運送費が高くなり、輸送費
が高くなるので、大衆に転嫁
される。前の大蔵委員会にお
いてガソリン税の問題について
公聴会を開きました。さうして
各方面からの意見が述べられ
ましたが、この法律が通ると
大衆税たるガソリン税を今後
引下げることが困難である、
こいうことについて相当反対
論があつたのです。先ほど提
案者の田中氏はさういふガ
ソリン税の撤廃乃至減税を要
望する向も全部我儘して、道
路費に当てるなら減税或いは
撤廃運動もやめてもいい、
こいうようなお話がありました
が、前に我々は公聴会でその
意見を聞きました。ときには
反対論者のほうが多かつた
のです。それは記録にごさ
いませう。従つて大衆の利益
を守らなければならん大衆
政策に属する私としては、
こいう大衆輿論、こいうもの
は引下げようとしても實際に
おいて困難になる。さうい
う立場からこいうところ
に財源を求めなげやならん、
他に財源を求めろ方法が幾
らでもあるわけですから、それ
をもつと真剣に私は考へる
べきであると思ふ。これが
私が本案に反対する第二の
理由であります。

それから第三の反対理由は、
この法案の重点は第二條にある
ように、即ち五カ年間に道路
の整備を急いでやるといふ
ことであるが、それならば、
やはり議員提出法案である
以上は、一応この法案が通つ
てしまつてから自由党の政策
によつてその中身がきめられ
て行くといふことを、例

え、戦時中非常に高い税に
なされて、さういふもののやは
り戦時税的なものが残つてお
る。これは大衆課税であつて、
ガソリン税が高いといふために
小運送費が高くなり、輸送費
が高くなるので、大衆に転嫁
される。前の大蔵委員会にお
いてガソリン税の問題について
公聴会を開きました。さうして
各方面からの意見が述べられ
ましたが、この法律が通ると
大衆税たるガソリン税を今後
引下げることが困難である、
こいうことについて相当反対
論があつたのです。先ほど提
案者の田中氏はさういふガ
ソリン税の撤廃乃至減税を要
望する向も全部我儘して、道
路費に当てるなら減税或いは
撤廃運動もやめてもいい、
こいうようなお話がありました
が、前に我々は公聴会でその
意見を聞きました。ときには
反対論者のほうが多かつた
のです。それは記録にごさ
いませう。従つて大衆の利益
を守らなければならん大衆
政策に属する私としては、
こいう大衆輿論、こいうもの
は引下げようとしても實際に
おいて困難になる。さうい
う立場からこいうところ
に財源を求めなげやならん、
他に財源を求めろ方法が幾
らでもあるわけですから、それ
をもつと真剣に私は考へる
べきであると思ふ。これが
私が本案に反対する第二の
理由であります。

う立法を作るべきではない。又議員みずから自分の所属する政党的道路政策というものが、他の政党的道路政策にこれが左右されてしまうというようなか身において、そういう形においてこういう立法を私はすることに非常に疑問を抱くの。今度日本の国会において前回の国会とは違つて、議員立法というものが非常に自由にできるやうになりました新しい制度であります。が、それだけに議員立法というものはやはり飽くまでも議院の予算の審議権とか或いは政策が自由に置き得るやうな形において私は出すべきであると思ふのであります。以上の三点から私はこの法律案に反対せざるを得ないのであります。

○石川榮一君 私は本法案に賛成をするものであります。その所見を申述べたいと思ひます。

只今木村委員から三種の項目に亘りまして反対の意見がございました。それを一々反駁する必要はないのであります。要は現在の道路が如何に悪化しておるかというところは何人もいえない事実であります。それがために各派共同提案の形をとりまして、そしてこれを悪道を速かにここ五年乃至十年に或る程度の改修をして参りたい。こういう念願からこの法律案を提出された私は思ふのであります。従いましてその措置につきましてガソリン税を、目的税ではありますませんが、目的上、指示はいたしませんけれども、ガソリン税に当てはまる程度のものを最小限度政府は道路政策の中に織り込むべきだという強い要望をいたしておくとゆゑは、今木村君が指摘されましたやうな不合理はありません、この

際大きくそういうような遺慮を以ちまして、両院の意向を反映いたしまして、この法律案を必要とすることに相成つた、この必要になりました理由は、予算措置の問題或いは審議権の問題等は離れまして、もつと大巾に目を大きく開きまして、道路の改修に重点を向けようという私は本案の狙ひであると思ひます。この点につきましては私は全く同感なんです。現に治山治水の問題のごときも、一兆億にも亘ります国家予算に対して全国の治山治水費は砂防費を入れて僅かに二百九十億、三〇弱であります。それ故に九州における災害、利根川のあの二十二年の災害等をおぼえておるのであります。これらの点を考えますと、建設行政としての、治山、治水政策、道路政策、住宅政策というものは殆んど行詰つており、現在の予算の配分におきましては断じて国民は承服できないというものが両院の意向としてこの法案を生み出したのであります。従いましてこの法案は若干の矛盾もありません。或いは不当な点もあるかも知れませんが、併し政治は生き物であります。少くともこの程度の最小限度の予算を盛らずんば日本の道路は断じて守れない。これは産業経済を破壊に導くものだというやうな観念に立ちまゐりまして、大所高所から私はこれを提案したことに對しまして心から賛成するものであります。特に予算を拘束するということをおぼえましたが、治山治水にいたしまして、道路政策にいたしまして、年間の予算にのみ捉われまして、右往左往しておられます間は断じて計画性のない道路政策であり、治山治水政策であり、住宅

政策であるのであります。現に多目的な総合ダムは、昨年度からも三方所ばかり継続をしておりまして、これは継続の事業として実施しております。これらは悪く言いますれば予算の審議権の拘束になりまして、審議権の拘束に名をかりて国土が荒廃して、道路が荒廃してどこに日本の再建がありましようか。私はそういう点に眼を見開きまして、国会の同僚の諸君は眼を見開きまして、相共に政治をする以上は、あらゆる面を検討いたしまして、総合的に勘案しなければなりません。先ず重点的になけなし予算を投入しなければ道路政策も治山政策もできないと思ひます。こういう観点におきましては、技術上におきましてはいろいろ大蔵省の方面から異論があるわけでありまして、無理からん異論でありまして、併しそれよりも政治の大きなものを我々は背負わされております。こういう観点に立ちまして、この際木村さんにも是非そういう先ほど来のお説は御尤もであります。大所高所に立つて本法案に曲げて御賛成あらんことを願ひまして、私は賛成の意を表します。

○委員長(石川清一君) ほかに御意見はございせんか。……ほかに御意見もないやうでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議がないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。道路整備費の財源等に関する臨時措置法案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川清一君) 多数でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定しました。

なお本会議における委員長のお答報告の内容及び事後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされました方は例により順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

石井 桂 石川 榮一
三浦 辰雄 石坂 豊一
小澤久太郎 鹿島守之助
松岡 平市 赤木 正雄
江田 三郎 小笠原二三男
田中 一

○衆議院議員(田中角榮君) この際提案者の代表として一言御挨拶を申し上げます。

前国会及び本国会を通じ通算百日近い長い間御審議を賜り、その間種々御高配を頂戴いたしましたことを謹んで感謝するものであります。幸い日本委員会御可決賜り、近く本法案は参議院を通過し公布せられることと存じます。本法公布後の我が国道路整備には画期的成果を残すことと考えるものであります。長い期間に亘り御審議賜りたる御配慮に對して重ねて深甚の謝意を表しお礼の言葉といたす次第であります。

○委員長(石川清一君) 御署名漏れはございせんか。……御署名漏れないと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十八分散会

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局